

令和6年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年6月12日（水曜日）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	藤井利一君	2番	岩瀬環樹君
3番	塩入健次君	4番	滝口一浩君
5番	土井茂夫君	6番	北村昭彦君
7番	伊藤城祐君	8番	石井芳清君
9番	椎木藤弘君	10番	田中とよ子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	埋田禎久君
産業観光課長	石井学君	税務住民課長	金井亜紀子君
建設水道課長	永石知功君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	米本貴志君		

事務局職員出席者

事務局長 市原 茂 君 主 事 長 谷 真 子 君

◎開会の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和6年第2回定例会が招集されました。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和6年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会より、インターネットにおいて議会中継を放送いたします。インターネット中継に際して個人情報の取扱いにご配慮いただければと思います。

また、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元の配付資料によりご了承をお願いします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

暑い方は、議員、執行部とも上着を脱いで結構です。

(午前 9時30分)

◎会議録署名人の指名について

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。7番、伊藤城祐君、8番、石井芳清君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（滝口一浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日から2日間とし、本日は、諸般の報告の後、7名の一般質問を行い、散会します。

明日13日は、報告第1号から第3号の報告を行い、諮問第1号、議案第1号から第9号並び

に請願第2号から第4号を順次上程の上、質疑、採決を行い、閉会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から13日までの2日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告について

○議長(滝口一浩君) 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりでご確認ください。

続きまして、石田町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められていますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日、ここに令和6年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件につきましては、予算の繰越しに係る報告3件、人事案件2件、専決処分の承認1件、一部事務組合の解散に関する協議1件、条例案4件、補正予算案2件、計13件についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会でご提案いたします議案の概要について説明を申し上げます。

報告第1号 御宿町水道事業会計予算繰越計算書については、令和5年度水道事業会計予算について、別添、繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により本議会に報告をするものでございます。

報告第2号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和5年度御宿町一般会計における繰越明許費について、別添、繰越明許費繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本議会に報告するものでございます。

報告第3号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、令和5年度御宿町一般会計における事故繰越しについて、別添、事故繰越し繰越計算書のとおり調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により本議

会に報告するものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、本年9月30日をもちまして任期満了となります人権擁護委員、井上富士子氏に代わりまして、石田裕一氏を同委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。石田裕一氏の略歴につきましては、別紙のとおりでございます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年5月27日に施行されたことに伴い、御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、同日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

議案第2号 布施学校組合の解散については、令和7年3月31日をもって布施学校組合立布施小学校が閉校することから、地方自治法第288条の規定によりまして布施学校組合を解散することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第3号 御宿町農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会委員に1名の欠員が生じたため、伊藤城祐氏を農業委員会委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。伊藤城祐氏の略歴につきましては別紙のとおりでございます。

議案第4号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉法に基づき市町村が条例で定めることとされている家庭的保育児事業所等の運営の基準について、国の基準の一部改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、小規模保育事業所A型及びB型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所について、満3歳以上満4歳未満の児童おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととしているところをおおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととしているところをおおむね25人につき1人以上とするよう改めるものでございます。

議案第5号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、課税限度額の引上げと軽減措置の所得判定基準の引上げ等について所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、本条例案につきましては、去る5月14日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、申し添えます。

議案第6号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、介護保険法施行規則の改正の影響により条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号 御宿町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例の制定については、地域包括支援センターの職員配置について、全国的に人材確保が困難となっている現状を踏まえて、柔軟な職員配置を可能とするため、介護保険法施行規則が改正されました。これに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号 令和6年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）でございますが、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに581万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ10億2,036万9,000円とするものであります。

本補正予算の主な内容につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修に係る委託費等の増額をお願いするものであります。

なお、本補正予算につきましては、去る5月14日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第9号 令和6年度御宿町一般会計補正予算案（第2号）でございますが、今回お願いいたします補正予算は歳入歳出ともに1億1,615万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ37億9,236万9,000円とするものであります。

本補正予算の主な内容につきましては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用する一体支援の調整給付に係る給付金支援や、地域観光業の活性化対策として数年にわたる誘客促進事業の実施、新型コロナワクチンの定期接種移行に伴う対応及び支援のほか、各施設の緊急修繕や工事に係る経費の増額などの予算措置をお願いするものでございます。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、慎重なるご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、諸般の報告をいたします。

私の公務の日程の報告につきましては、配付をさせていただきましたお手元の資料のとおり

でございます。

諸般の報告でございますが、令和6年3月24日において、平成12年度より進んでおりました地域高規格道路の長生グリーンライン約12.2キロメートルのうち、長南町から茂原市区間の約2.5キロメートル区間の開通式が行われ、出席をいたしました。残りの計画期間の早期開通により、国道の交通の混雑の緩和、交通物流の効率化へ期待するところでございます。

4月6日に町消防団総会が行われました。任期満了に伴いまして4月より新体制となり、新団長をはじめとする本部員、分団長の皆様方に、火災をはじめ、大規模災害時の地域住民の安全と安心にご尽力いただきますようご協力をお願いをいたしました。

行政区役員の皆様におかれましても任期に伴う改選がございまして、同月22日に区役員合同会議を実施いたしまして、今後の行政運営への協力をお願いするとともに、退任された皆様方へ感謝状を贈呈をいたしました。

今月の16日日曜日になりますが、千葉県消防協会夷隅支部消防操法大会が夷隅文化会館を会場に実施される予定でございまして、御宿町からは第4分団が出場いたします。消防団員はふだん仕事を持ちながら夜間等に訓練に励んでおられますので、当日はその成果を遺憾なく発揮されることを期待をしております。

来月には、海水浴場開き・プール開きが7月13日に予定しております。昨年度より再開されました中学生の海と山の子交流事業も予定しております。観光客・来訪客数の回復も期待できると考えております。御宿に訪れたお客様が安全で安心して過ごせるよう準備を進めるとともに、地域経済の回復、地域活性化に努めてまいり所存でございます。よろしくお願いを申し上げます。

以上で、諸般の報告といたします。

○議長（滝口一浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（滝口一浩君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問においては、会議規則第63条の準用規定により同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 岩 瀬 環 樹 君

○議長（滝口一浩君） 通告順により、2番、岩瀬環樹君、登壇の上、ご質問願います。

（2番 岩瀬環樹君 登壇）

○2番（岩瀬環樹君） おはようございます。2番、岩瀬環樹です。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、空き家の現状と課題及び検討の方向性について。

経済活動・産業活動の変化や少子高齢化、人口減少等の社会構造の変化によって、空き地は増加傾向にあり、それは個々の所有者の意向によって散発・自発的に発生し、多くの場合まとまりなく存在していて、管理不全な空き家等による外部不経済は、防災、防犯、衛生、景観など、多岐にわたり、物件の市場性の低下をもたらし、不動産としての有効活用の機会損失にもつながる懸念があります。空き家の種類別の内訳では、賃貸用または売却用の住宅等を除いたその他の住宅がこの20年間で2.1倍に増加しています。

現在、国は2025年にその他の住宅の空き家を500万戸から400万戸に抑制することが目標と掲げていますが、買手が減っている中、活用や解体を促していく必要があり、非常に難しい目標だと考えられています。

そこで、担当課に質問いたします。

御宿町における空き家数の現状と推移、空家等対策特別措置法上での特定空家等に該当する件数は幾つあるのか。また、空家等対策の推進に関する特別措置法により放置することが不適切な状態である特定空家等に対し、市町村が除去・修繕等の措置を助言、指導、勧告、命令すること等を可能としておりますが、それらを執行した例はありますか。また、4月1日に改正された相続登記法が特定空家の撤去にもたらす影響があるかを伺います。

こちらは、町長にお伺いします。

約7割の市区町村で空き家など対策計画が策定され、令和2年度時点では約1.8万戸が特定空家として指定されていると聞いていますが、空き家問題についてどのような対策をしてきましたか。また、空き家問題をどのような重要度、緊急度として位置づけしているかをお伺いします。

また、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となる状態の空き家を町内で見かけることが多くなり、不安の声が町民からも寄せられています。このことについて、町長はどうお

考えですか、お願いします。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、空き家の現状と課題及び検討の方向性について、アとイのお答えを担当課から申し上げます。

まず、アのお答えですけれども、御宿町における空き家数の現状と推移、空家等対策特別措置法上の特定空家等に対する件数は幾つかあるかとの質問ですが、空き家対策計画の策定や空き家対策協議会の設置がされていませんので、特定空家に認定しておりませんが、危険を伴う空き家として現在17件把握しております。この件数は、近隣住民より連絡を受け、調査をした上で把握したものでございます。

御宿町では、空き家対策計画の策定をしていないことから、町全体の調査等を行っておりません。今後は町の空き家対策計画策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、管理者には危険を伴う空き家の対策をしていただく通知をしております。ただし、勧告や命令等は行っておりません。

なお、昨年通知による取壊し等の対応をしてくださる2件の実績はあります。対応してくださる方ばかりでないので、引き続き対策をしていきたいと考えております。

続きまして、イの相続登記法の改正にもたらず特定空家の撤去の影響があるかとの質問でございますが、相続登記が義務化され、3年間の猶予期間がありますが、必ず相続登記をしなければならず、違反した場合は罰則規定が設けられました。影響については、法定相続人による土地・家の放棄という影響が懸念されると考えられます。

放棄には、売却、寄附、相続放棄等があります。特定空家の場合、売却、寄附等がなされず、相続放棄が多く見られます。放棄した場合、管財人を設け、処分の方法、手続などの数年を要しています。これについては、現在ある物件で放棄された家・土地の適正な管理を管財人に宛て通知している案件の実例があることから影響するのだと考えられます。

以上、説明を終わります。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） それでは、ご質問のウとエについてお答えを申し上げます。

ウについてでございますが、これまで空き家問題についてどのような対応をされてきたかということにつきましては、今建設水道課長が答弁をしたとおりでございます。平成26年に策定されました空家等対策の推進に関する特別措置法については、その目的といたしまして空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与す

るとして、空き家等対策計画については市町村において定めることができるとしております。対策計画の策定は重要であると認識しておりますので、できるだけ早く対応していきたいと考えております。

また、エについてのご質問ですが、空き家対策につきましては、町民の皆様や周囲環境に悪影響を及ぼします特定空家等の対応についての空き家対策計画の策定を進めていくとともに、高齢化社会が進展する中で普通の空き家と違いますか、日頃空き家が増えております、増加傾向にありますので、地域活性化に資する利活用の検討を並行して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

今の質問なんですが、これは管理がされていない空き家についてなんですが、現時点でまだ賃貸や売却が可能な住宅に関しては有効活用を進めていきたいと思っておりますが、空き家バンクの登録者に対する支援策や空き家有効活用条例の制定など、そういった有効活用を進める考えはありますか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えします。

空き家対策については、町の統一した対応方針が必要です。先ほど、建設水道課長がご説明した空き家対策計画は、空き家の対策を総合的に実施するための計画とすることが望ましいとされています。廃屋の除去だけではなく、空き家の有効活用についても検討するものです。このことから、計画を策定するにあたっては、担当課だけではなく関係各課も加わり協議を行うこととなりますので、その中で有効活用条例についても検討していきたいと考えます。

なお、御宿町においては、空き家バンク制度の中で空き家家財道具等処分費補助金という空き家の掃除や家具の処分に使える補助金がありますが、改正を行い、今年度から利用しやすくしました。今後も空き家の有効活用を進めるため、支援策を研究してまいります。

答弁を終わります。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

適切な管理が行われていない空き家が防災、防犯、衛生、環境等の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生活環境の保全を最優先に空き家の実態調査、協議会の設置など、空き家対策の取組を急速に進めていくことをお願いして、次の質問に移ります。

子ども・若者の意見を町政に反映させる仕組みづくりについて。

令和5年4月に施行されたこども基本法により、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

そして、地方公共団体においても、子どもたちの意見を反映させるために必要な措置を講じることとされ、継続的に広くその意見を聞き、こども施策に取り入れる仕組みづくりを進めていかなければならないと理解しています。

御宿町では、行政主導の中学生議会、議会が主催する「若モノ×議会」まちづくりワークショップを実施していて、子どもたちの意見を傾聴する機会を設け、子どもたちのみならず、若者や保護者等との対話を行い、施策を共に考える定期的な機会を確保しています。それにより、子ども・若者が地域の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成する、いわゆる主権者教育としての効果も感じています。子ども・若者と大人が対等な立場で対話し、町政の課題や要望を共に考え、共に取り組む場ができつつある中で、そこから出た子ども・若者の意見を町政に反映させる仕組みづくりの構築が急務と考えます。

御宿町では、御宿うみそらDAY実行委員会により定番化したマルシェ御宿うみそらDAY、4月7日に記念館前で開催したアートフェス、岩和田漁業協同組合倉庫の壁をキャンバスにしたウォールアート実証実験、御宿駅前フリーマーケット、アミーゴによる夢みる小学校上映会、アクティビストによるトークライブ、希望のキャラバン、死者の日の祭り、節分の日、豆まき訪問、クリスマスサンタ訪問、これらは全て若者たちが主催したイベントで、彼ら、彼女らは御宿町に愛着と誇りを持ち、いろいろなことに挑戦したい思いと行動を持っています。こうした活動を町長はどのように感じますか。行政として何か支援する考えはありますか。

北村議員が、昨年9月定例会で若者たちの声を町づくりに生かすために、12月定例会では若者の力を町政に生かすための具体策についてにおいて、子どもや若者の意見を町政に反映させるため、より実効性のある取組を推進していただくことを一般質問し、町が実行していくことを確認しています。このことについて、具体的に実施する予定のものを挙げてください。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 若者たちの活動についてということですが、1つ目に、町長はこのような活動をどのように感じていますかというご質問ですが、非常に、今岩瀬議員さんおっしゃいましたけれども、いろいろな面で活動が目につくといいますか、少しずつ顕著になっているなという感覚を持っております。若い人たちが町づくりということに向かっ

て何らかの行動をするということは、私はよいことだなどと、よき活動だなどと、すばらしい活動であると思っております。

そういう中で支援する考えはあるかということでございますが、今後やはり、今おっしゃっていただきました幾つかの活動グループといいますか、団体といいたししょうか、ございますので、皆さん方といろいろとお話をして、まずはいろんなご意見を聞いたり、お考えを聞いたり、その事業の趣旨、目的を聞いたりしまして、いろいろコミュニケーションというか意思疎通を図っていきたくと。そういう中で、お互いに事業をつくり上げるというか、いい事業であれば当然前に進めていかなくちゃいけないなと思っております。

また、昨年9月、12月に北村議員さんからいただいたご質問に関連してちょっとご質問がございましたが、あのときにもお答えしておりますが、若い人たちが皆様方が町づくりについて何を考え、何を行動するかということについては、行政を預かる者として非常に大事であるといつも申し上げております。

以前の北村議員さんのご質問にもお答えしてございますが、若い人たちが何を行おうとして、また事業趣旨等をしっかりと精査したり、理解したりしまして、行動する皆様方と一体感を醸成しながら、当時の講師の先生もおっしゃっていましたが、なかなか若い人たちが自分でグループでなかなかやることについては大変難しい部分もあるので、やはり周囲の方たち、役場もしかりなんですけど、いろいろ指導したり、協力したりすることが大事だということをおっしゃってございましたので、そういう趣旨にのっとりまして、今後も活動される皆さんといろいろお話をしたいなと思っております。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

今町長がご答弁なされたとおりで、まずその場をつくるということが一番大切で、一番最初にしなきゃならないことだと思っております。それから、若者たちから自分たちの町は自分たちでつくるといふ動きが出ており、着実に町づくりに対する機運が高まっています。行政主体で地域課題解決を模索するより、若者と行政が協力して取り組む仕組みづくり、そして今おっしゃられた場づくりですね。それをお互いの役割を認識して進めることが効果的だと思ひ、それをお願いして、次の質問に移ります。

国の権限強化につながる地方自治法改定について。

地方分権改革とは、住民に身近な行政に関することはできる限り地方自治体に委ねることを基本として、国と地方の役割分担を見直す改革で、中央集権的行政の在り方を問い直し、地方

分権を一層推進するため、平成5年6月に地方分権に関する国会決議が行われました。その後、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、長年知事や市町村長を国の機関として位置づけてきた機関委任事務制度が廃止され、国と地方が対等の関係にあるという基本認識が確立されるなど、地方分権における画期的な見直しが行われました。

この地方分権改革により国と地方自治体は憲法上の地方分権に基づき、法律上対等の関係にあり、現在国が地方自治体にできるのは通知だけで、その通知は地方自治体に対する単なる技術的助言にすぎません。地方自治体は法令に反しない限り、どのような条例も制定が可能で、地方議員も国会議員と同様、その地方における立法府であり、条例には自治体の首長といえども従わなければなりません。

例えば国が種子法を廃止しましたが、国に反対して同じ内容の種子条例を34の道県で成立させたように、例えば愛媛県今治市では食と農のまちづくり条例において、市の許諾なく市内で遺伝子組換え作物を作付した場合には、半年以下の懲役、50万円以下の罰金に処するとなっています。

ところが、現政権は非常事態において指揮命令ができるように地方自治法の改定に向けた本格審議が衆議院総務委員会で始まりました。そうなれば、非常事態か、そうでないかの判断は時の総理が決めることとなります。これは、地方自治体、地方議会の存在を真っ向から否定するものであります。地方分権を保障している憲法第8章第92条に違反のおそれのある今回の法改正は何としても阻止しなければならないと考えますが、これらの権限強化につながる地方自治法改定の流れについて、町長はどうお考えになりますか。また、どのような対策を検討していますか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご質問が国の権限強化につながる地方自治法改正についてということで、ご質問の趣旨は国と地方分権に関する内容ではないかなと理解するわけでございますが、なかなか質問の内容を十分に私は理解できない部分もございます。

そのような中で、私が理解しておりますのは、このご質問に関係して理解しておりますのは、現在国会において審議されている地方自治法改正案につきましては、感染症の蔓延や大規模な災害など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に、個別の法律に規定がなくても国が自治体に必要な指示ができるとする特例を盛り込む内容であると認識しております。

このことにつきまして、松本総務大臣は、本会議の質疑におきまして、指示は国と地方の関係の基本原則の下、国民の生命などの保護を的確・迅速に実施するための特例として設けるも

のでありまして、地方分権の後退とはならないと考えていると述べておられます。この改正案につきましては国会で現在審議をしておりますが、私もそのように考えて理解しているところでございます。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

地方自治法改正は、国が自治体に命令することができる指示権の創設だと思っております。その危険性があるというふうに僕は理解しています。政府の念頭にある非常時とは、有事にはかなりません。幹部級の自衛官が退職後、災害担当などの名目で自治体に再就職する例が昨年の時点で全国653人に上っています。

地方自治法改正が法的に地方自治体を支配するものだとすれば、自衛官の天下りは有事における自治体の行動を内部から支配すると考えてもおかしくはないかと思えます。こうした動きが土地規制法による住民運動の監視、弾圧、全国の民間空港・港湾を軍事利用する特定利用空港・港湾指定と無関係ではないとも言い切れません。

この地方自治法改定だけでなく、種苗法改定、NTT法改正、パンデミック条約合意、国際保健規則改定、新型インフルエンザ等対策政府行動計画、土地基本法に基づく土地基本方針の変更など、明らかに多国籍企業群からの圧力としか思わざるを得ない国の法改正が続いております。

これからの日本が専制政治、全体主義、独裁化とならないように、御宿町からも政府と国会に対して意見書を出す、地方自治体同士の連携を取り、市町村長の集まりで国会議員に働きかけるなど、急速な対応をお願いしたいと思います。国が決めたことは、国民みんなに平等に降りかかることですので、御宿町民にも同じことが、危険を及ぼす可能性があります。それをお願いして、次の質問に移ります。

雑がみの分別と再資源化について。

御宿町は、ごみ処理費用が多くかかっており、ごみの減量化は急務となっております。そこで、ごみの減量化をするために目をつけたのが雑がみです。家庭から発生する古紙は、主に新聞、段ボール、雑誌、雑がみ、紙パックの5種類で、その中の雑がみとは、家庭より発生する紙、板紙及びその製品で、新聞、雑誌、段ボール、紙パックのいずれの区分にも入らないものを言い、具体的には家庭で不要となったチラシ、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱などの紙全般を示し、それは雑多な種類の紙であるので、異物が交ざることが多く、きれいな外観を要求される場所には使用しづらいです。段ボール原紙の中層や段ボール箱のなみなみ部分の原料に使わ

れています。

公益財団法人古紙再生促進センターによれば、毎年1,741自治体に古紙関連施策についてアンケートを実施し、回答結果を地方自治体紙リサイクル施策調査報告書にまとめています。令和3年度調査報告書から、家庭系可燃ごみの質ベースによる組成調査の回答結果をまとめると、可燃ごみに占める紙類の割合は29.7%、資源化できる紙の割合は12.7%、資源化できない紙の割合は17%でした。

近隣では、袖ヶ浦市が行った令和4年度のごみ質分析結果によると、袖ヶ浦クリーンセンターにて収集している燃せるごみの約33%が紙・布類となっておりますので、本町においても同じように再資源化可能な雑がみが可燃ごみの1割以上を占めると考えます。

昨年度末には、町の衛生委員会議で全町公園課から雑がみの分別方法について説明がありましたが、現在再資源化されている雑がみの数量、もし町民の協力が得られた場合に増えると思われる再資源化可能な雑がみの分量、それらを回収するための方策について、担当課に伺います。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） それでは、再資源化されている雑がみの数量、町民の協力が得られた場合に増えると思われる分量、回収するための方策についてご質問でございます。

まず、再資源化されている雑がみの数量についてでございますが、町が収集した雑がみを分けて計量は行っておりませんが、令和4年度の紙類の回収状況でご説明させていただきますと、紙類全体の回収量は148.81トンで、雑がみを含みます雑誌類は24.79トンでございました。

次に、町民の協力が得られた場合に増えると思われる分量でございますが、令和4年度の可燃ごみの排出量は御宿町分で2,498.43トンで、同年度のごみ質分析結果を見ますと、可燃ごみに占める紙・布類は44.6%でございます。また、公益財団法人古紙再生促進センターが行った紙リサイクルに関するアンケートでの割合を参考にしますと、資源化できる紙・布類の割合は19.1%、資源化できない紙・布類の割合は25.5%と見込まれますが、町では紙と布類の割合を分けたごみ質分析を行っていないため、仮に可燃ごみ全体の10%が利用できる紙とした場合は、単純計算でございますが約250トンが再生資源として利用できる分量と考えられます。

また、この雑がみを回収するための方策というご質問でございますが、回収にあたりましては毎週火曜日の古紙の日に回収を行っております。雑がみは、資源ごみ・不燃ごみの指定袋をご利用いただく方法と紙袋や新聞ポスターを使った手作りの袋に入れ、ひもで束ねてお出しいただく方法により収集を行っております。

住民への周知としましては、ごみの減量化の出前講座や衛生委員会議などの機会にお話をさせていただいておりますが、広報紙やホームページ等を活用し、より分かりやすく住民の皆さんへ限りある資源の再利用について周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） どうもありがとうございます。

仮に10%雑がみが回収できた場合、250トンとおっしゃったと思うんですが、それを金額ベースにすると、そのごみの処理費用がどのくらい削減されるのかと。それから、周知していくのにあたって大切なことだなと感じたのが小中学校における環境教育だと考えます。ごみの分別や生ごみの堆肥化など、小中学校ではどのような環境教育を行っているか、教育課にお尋ねいたします。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 私のほうからは削減効果の費用ということであります。

令和4年度の人件費、公債費、工事費を除きます焼却施設の1トン当たりの処理単価は、約3万1,000円でした。これを基に単純計算でありますけれども、計算しますと約775万円の削減効果になると見込まれます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、町の小中学校の環境学習への取組についてのご質問でございます。

まず、全国的に教育の基本となる新学習指導要領の中では、環境学習に関わるものとして、小学校では、社会科、理科、生活科、家庭科、体育科、道徳。中学校では、社会科、保健体育科、技術家庭科、道徳の中に環境教育を含み、学習をしているところでございます。

本町を見てもみますと、各小学校では、廃品回収やリサイクル倉庫の設置により保護者や周辺住民にも協力を得てリサイクルを行っているところでございます。小学4年生は校外学習で町の清掃センターや浄水場の見学をしております。その中で、町のごみの収集や処理についての勉強をしているところでございます。また、夏休みになりますと、宿題で環境標語やポスター、廃棄物関係のポスターの作成に取り組んでいるところでございます。

また、中学校では、全校での、来月ですか、海山交流に向けた海岸清掃の実施、最近ですと、広報御宿でのSDGsの取組、エコな取組作文の掲載をしているところでございます。

全体を見ますと、1人1台端末の貸与につきましてもペーパーレスの取組につながっておる

ところでございます。いずれにいたしましても、現在は環境学習は改めて行うのではなく、学校生活の中に溶け込んで身近なものとなっておりますところでございます。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

残念ながら、御宿のごみの処理費用が毎年多くかかっているということですが、町長におかれましては、この御宿町のごみに関する問題、減量化はどうやって進めていくかということはどうしてお考えですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ごみの減量化の問題につきましては、時々といたしますか、時に応じて議員の皆様方からご質問いただいたりしている現状にございますが、広報等の周知と先般から具体的に減量化に関する周知として、いろんな各課の所管するいろんな催しといたしますか、例えば各集会所、あるいは区民館等で行われる催し等に出向いて、担当課の全町公園課の職員が出向いて、いろいろ図式で説明したり、また町民の皆様お一人お一人からいろんなご意見をいただいたり、ご質問いただいたりしていますので、そのほうが、やはりペーパーだけですと当然見る人も見ない人もいるし、やはりひとつひとつ、対住民の皆様お一人お一人といろんな話をしながら、減量化、環境行政を進めていきたいと考えております。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

やはり、今町長おっしゃられたとおり、顔を突き合わせてフェース・ツー・フェースでお話していくことと、子どもたちの環境教育に取り入れていくということがとても重要だと感じています。なお、一層雑がみの資源化、ごみの減量化について周知することを提案し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、2番、岩瀬環樹君の一般質問を終了します。

◇ 椎 木 藤 弘 君

○議長（滝口一浩君） 9番、椎木藤弘君、登壇の上、ご質問願います。

（9番 椎木藤弘君 登壇）

○9番（椎木藤弘君） 9番、椎木です。よろしく申し上げます。

まず、町道維持管理計画についてですが、町道の幹線道路において、新設工事完了後、維持管理がなされておらず、センターライン、側線等が視認しづらい場所や全く視認できない場所があります。夜間や雨天時の運転に危険を感じるドライバーも多くいると思います。交通安全

の観点からも今後の対応を伺います。特に1165号線においては観光道路として、0109号線においては国道と岩和田、六軒町とを結ぶ重要な道路ですので、早急な維持管理が必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 建設水道課からお答えします。

町道維持管理計画についてでございますが、椎木議員の言うとおり、センターライン等視認しづらい場所や視認できない場所については確認しております。現在は、指摘されている以外にも調査している段階でございます。その後、どの路線を優先に実施するか、どのくらいの予算が必要かなど、計画する予定でございます。

町道1165号線、0109号線についても確認しておりますが、調査、設計等を行い、計画を持って実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（椎木藤弘君） 早急な維持管理をよろしくお願いします。

続きまして、河川の治水対策についてです。

近年、線状降水帯や台風の発生、低気圧等の接近・通過による集中豪雨等が発生しやすい気象状況となっています。町内河川においても氾濫危険箇所が多数あると思いますが、今後の治水対策の計画について伺います。特に岩和田地先堺川は地形上の問題や0109号線の改良工事に伴う短時間での水位の上昇、河川の氾濫がしばしば起こっております。災害を予防するためには、バイパス等の工事が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、河川の治水対策についてご回答いたします。

氾濫の危険箇所については把握しております。河川の治水対策につきましては、機能的に修繕が必要な箇所については、計画的に改修工事等を行って、整備を行っております。

氾濫の原因については様々ですが、言われているとおり線状降水帯による集中豪雨が発生するなど、予測不可能な気象状況や河川の形状の問題、ごみや草木の詰まりなどによる氾濫が様々です。バイパス等のご提案ですが、やはり調査が必要となり、水の流れや新しい水路、土地の問題等があります。今後、調査研究をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○9番（椎木藤弘君） 続きまして、道路内の防火用水の管理についてお伺いします。

道路内に設置してある防火用水において、マンホールタイプの蓋ではなく、鉄板蓋タイプの

場合、鉄板の変形や肩部分のコンクリートの欠損等により音が発生いたします。音だけでなく、欠落の可能性もあるため、点検整備が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 道路内設置の防火用水等の管理でございますが、議員ご指摘のとおり、場所によっては経年劣化が進んでおり、定期的な点検整備が必要であると認識しております。定期点検につきましては、日頃から分団長会議等を通じ、地域内の点検について協力を呼びかけるほか、広域消防においても年2回町内にある全ての消火栓、防火水槽について定期点検を実施していただいております、今年の4月に実施された点検では、消火栓で25か所、防火水槽で54か所の指摘がございました。

具体的に広域消防の町内全域の調査結果の内訳で申しますと、ほとんどが表示板等が見えづらいかどうかそうした内容ですが、議員ご指摘のとおり、防火用水の蓋の取っ手部分等の破損が7か所、枠の破損等で1か所、またがたつき等の腐食等で2か所ということで、議員ご指摘の場合によっては欠落等の可能性もある、そういう事故につながりかねない箇所数としては、そのうちの10か所が指摘をされております。

この結果につきましては、5月の分団長会議でフィードバックをしており、各分団において確認及び対応をお願いしたところでございます。また、町が早急に対応が必要な場所につきましては、計画的な取組を進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘の町道内に設置してある防火用水等につきましては、岩和田区や六軒町区を中心に道路内には10か所ほど点在しており、鉄板蓋のタイプのものも多く見受けられます。

今後におきましても、日頃の点検において破損等による欠落防止に努めるとともに、マンホール蓋タイプのものへの切替えが施工上可能な箇所につきましては、計画的な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○9番（椎木藤弘君） ありがとうございます。点検管理等をよろしく願いいたします。

最後にですが、一つ町長にお伺いしたいと思います。

本日は、行政課題の一つとして、道路や河川などインフラ整備についてお伺いしましたが、様々な行政課題があると思いますが、道路については県道勝浦布施大原線、通称リゾート道路等については、石田町長をはじめ、関係者皆様のご協力により、およそ2年ほど前に事務等も順調に進み、一日も早い完成が待たれるところでございます。

そこで伺いますが、先日、新聞報道で12月の町長選について、選管より12月15日に執行する

発表がありました。今後、町民生活の現状に即し、道路インフラ整備をはじめ、政治経済など、多くの行政課題がありますが、現職町長として、町のため、町民のために一層の活力ある町づくりに取り組む決意があるかどうか、出馬の決断をされているかどうかをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日、椎木議員さんには、道路の維持管理計画や河川の治水対策など、インフラ整備について貴重なご質問をいただき、ありがとうございました。

また、政治経済の様々な行政課題に今後どのように対応するのかというご質問でございますが、御宿町は昨年第5次御宿町総合計画を策定いたしまして、政策を進めているところでございます。人口減少が進んでいますが、移住・定住政策や子育て政策など、減少対策への対応、本定例会でもご質問いただいておりますが、御宿小学校の更新事業、御宿駅バリアフリー化推進の問題、また駅西側遊休農地の整備改善の問題や公共施設管理計画への対応など、町にとって非常に重要な大切な課題が多くございます。

これらの課題にしっかりと取り組んで、今後とも町民の幸せを願い、町民の皆様、議会の皆様のご支援をいただきながら、一層活力ある町づくりを目指し、全身全霊を尽くしてまいりますと考えております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○9番（椎木藤弘君） ありがとうございました。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 以上で、9番、椎木藤弘君の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

(午前10時39分)

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君、登壇の上、ご質問願います。

(6番 北村昭彦君 登壇)

○6番（北村昭彦君） 6番、北村でございます。議長からお許しいたきましたので、通告

に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

今回、私は御宿小学校の移転・建て替え問題についてということで、最近いつもそうですけれども、1点に絞って質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

御宿小学校の移転・建て替え問題についてですが、町長におかれましては御宿中への併設案ということで、事業を推進したいとお考えを明確にされていらっしゃると思いますが、1月の臨時会での基本設計業務委託費、こちらがこの議会において2対7で否決されたことで、一旦暗礁に乗り上げた形となっております。

私といたしましても、反対討論でも申し述べましたとおり、この問題については多くの住民の方々が注目して、思いを寄せております。そして、いろいろな立場の方々が知恵とアイデアを寄せ合って、これからの御宿町について議論する絶好の機会と捉え、丁寧に検討し直していただきたいというふうに思っております。

今の混乱を招いたターニングポイントは、2つあったと私は考えております。1つ目は、判断材料不足のまま、御宿中と布施小の2択を迫る形でのアンケートを強行し、そしてその結果を重要視する形で町長が御宿中案を選択されたということだと思っております。2つ目については、町長が開催を私に約束していただいたシンポジウムが、残念ながら住民説明会という形にすり替わって開催されてしまったことだと思っております。

1つ目のアンケートの強行につきましては、私は検討委員会のメンバーの一人として、当初よりその危険性について再三申し上げてまいりましたが、覆水盆に返らずですので、今回の質問では取り上げません。

そして、2つ目のシンポジウム、こちらを切り口にいろいろな立場の方々の知恵とアイデアをどのように受け止め、事業に反映させていくのかについて、主に町長のお考えを伺いたいと思います。

シンポジウム、シンポジウムと北村こだわっているなど、しつこいなというふうにお感じの方も多いと思います。やはり、それだけ重要なことであると、当初からずっとこういうビジョンを描いてこういう町を目指そうよ、だからこそこの場所にこういうコンセプトの学校を造ろうじゃないか。そういう議論を深めていかないと、この問題本当にこの先50年の御宿町の命運を左右する大事な問題に、いい答え、いい形で前に進めることはできないというのが私の考えです。それが本当に大事なことだと思っておりますので、しつこいようですが、今回このシンポジウムという言葉の切り口に町長のお考えを伺っていきたいと思います。

それでは、1つ目の質問に入ります。まず、シンポジウムという言葉の理解について。

1月の臨時会における私の質疑に対し、町長はシンポジウムの開催を約束したが、それを住民説明会ということで実現したと答弁されました。シンポジウムという言葉の意味をどのように理解をされておられるのかについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 北村議員さんにおかれましては、御宿小学校の移転・建て替え問題について、4つの質問をいただいておりますが、通告書の冒頭でございますが、町は御宿中への併設案で事業を推進したいとの考えですが、1月の臨時議会での基本設計業務委託費が2対7で否決されたことで完全に暗礁に乗り上げた形となりましたということが記載されておりますが、このことについて反論し、同時に指摘をしておきたいと思っております。

○議長（滝口一浩君） 北村議員。

○6番（北村昭彦君） 質問に答えていただきたいのですが、ちょっと軌道修正をお願いしてもよろしいでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 分かりました。町長何度も言いますけれども、当議会では反問権とか、議員に対するどうお考えだとかということは認めてありませんので。その質問の趣旨に対する質問でしたら構いませんが、まずは北村議員の質問に答えてください。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 一言申し上げますけれども、私は反問するんじゃないんですけれども、私の意見と考えを申し述べさせていただきたい。その後にご質問にお答えしたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（滝口一浩君） まずは質問に答えてください。

○町長（石田義廣君） それでは、まず質問にお答えいたします。

シンポジウムという言葉の理解について、シンポジウムという言葉の意味をどう理解しているのかというご質問でございますが、私はこのたびの御宿小学校更新問題について、最も重要なことは町の考えていることを、執行部の考えていることを町民の皆様にしっかりとご理解をいただき、十分に理解をいただくこと。そのために真摯に意見交換なり討論などを行い、互いに意思疎通を図ることであると考えております。そのためには、説明会であっても、シンポジウムであってもどちらでもよいと考えております。私は、シンポジウムをそのように位置づけております。

町の重要事業について、町民の皆様に対したときに町の考えを示さずに、町が考えを持たずにただ意見をお伺いするということは、事業の本質からいってあり得ないと考えております。

ご意見をお伺いして、取り入れる部分があればできるだけ多く、限りなく取り入れて、そのような姿勢で私は考えております。

このたびの説明会、このたびといいますか、説明会をやったときにはいろいろなご意見もいただきました。より高い場所への設置など、災害時の安全性について、建設費の概算について、また小中連携一貫教育等について、遊具等の内容とか配置の問題について、スクールバスの配置等の問題についてなど、多くご意見をいただきました。これから事業を検討していく上で考慮に入れ、事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（北村昭彦君） 繰り返しになりますが、私はシンポジウムという言葉の意味をどのように理解していらっしゃるのかという質問をさせていただきました。なぜシンポジウムと約束したのに、住民説明会という形で実施されたかという説明を今町長はしてくださいましたが、私はそれは今お伺いしておりません。

町長、非常に多いんです。質問したことに真っすぐに答えてくださらないことが今までも毎回のようにあります。それは、意図的に質問をはぐらかされていらっしゃるのか、それとも勘違いをされているのか。私には分かりませんが、もう一度お伺いします。シンポジウムという言葉は町長ご自身はどのように理解をされていますか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 一般的に言いますと、よく意見交換会とか討論会とかいろいろ言われておりますが、私自身は、説明会であっても町民の皆様方の意見をいろいろとお伺いしたり、討論があれば討論を出していただいたり、交換をするということで、私は趣旨は全うできると考えておりますので、シンポジウムという理解はそのように考えております。

○6番（北村昭彦君） では、このまま押し問答していてももちが明きませんので、2つ目の質問に移ります。ほとんど町長答えてくださっているかもしれませんが、申し上げます。

2つ目、シンポジウムが住民説明会になってしまった経緯について。

経緯です、町長。町長の思いは先ほどお伺いしました。というより今までもお聞かせくださいましたので、町長のお考えは存じております。ただ、全く趣旨と違った形で、説明会という形で開催されてしまったことがどうしたら防げたのか。これを私は今回の質問のやり取りの中でぜひ究明していきたいというふうに思っています。そういう意味で受け止めていただければ幸いです。

読み上げます。昨年2月の全員協議会にて、私の提言、先ほど申し上げましたとおりです。

こういうビジョンを描いて、こういう町を目指そうよ。だから、こういう場所にこういうコンセプトで学校を造ろうよ。こういう議論を深めることが今回の問題で一番大事なことだと、そういうことを申し上げた上で、だからこそシンポジウム、公開討論会、そういったワークショップのようなことをぜひ開催してくださいとお願いして、開催しますと約束してくださいました。

が、その約束をしていただいてから、2月からこの8月に突然住民説明会という形でアナウンスがありました。いつになったら開催されるかなのかなと、私の周りのこの問題に関心を持ってくださっているお父さん、お母さん方は待っていてくれたんですね。待っていたら、住民説明会が開かれる、どうもこれが北村議員が約束を取り付けていたシンポジウムらしいよということで、非常に落胆されたということを知っています。

この約束していただいてから、住民説明会が開催されるまでの6か月間、どのような協議、検討、このシンポジウム開催についてですよ。シンポジウムをどのような形で開催するのかどうかについて、どのような形で協議、検討がなされてきたのか。どのような方が参加したのか。そういったことも含めて、協議の経過について伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 昨年の2月から8月までのおよそ6か月間ですか、半年間どのような経過であったかということでございますが、全員協議会が2月14日であったと思いますが、開催されました。今おっしゃられましたように、いろんなご意見もいただきました。

そういう中で、一つは7月10日に議員協議会が開催されておりますが、その中で今までの経緯、経過と、例えば令和4年の2月、3月に教育施設検討委員会を設置して、それから令和5年1月に委員長から答申報告をいただいたと。また、そのおよそ1年間の間に保護者説明会とか、住民の皆様への説明会とかあったわけでございますが、そういう中でずっと来ているわけなんでございまして、そういう経過等、町の方針とか更新に関する方針とか説明した中で、7月10日の議員協議会で、私は当時の議員さんから実際に町長は更新候補地をどのように考えているのかというご質問をいただきましたときに、初めて議員の皆様方の前で、私は中学校の敷地を更新候補地と考えておりますと初めてお答えいたします。

そういう意味で、およそ6か月間は私が更新候補地と内部的に決定するに対する熟慮した期間であったと私は位置づけております。そこまで至ったのは、少しご説明申し上げますと、申し上げるまでもなく令和4年12月に更新事業について、御宿小学校の更新事業について、公共

施設等総合管理計画の改定ということで、全会一致で更新事業について可決承認いただいています。同時に、令和5年3月に御宿町総合計画において前期実施計画の筆頭の一番大きな事業として、やはりこの御宿小学校の更新が明記されておりますが、老朽化が進んでおりますので、令和9年3月までに更新するという内容が書かれている。このことについても、議会において全会一致で可決、承認をいただいているんですね。

この2つの大きな議決があるんです。ですから、先ほど申し上げました、ちょっとご意見を少し申し上げたいなと思ったことはどういうことかといいますと、1月12日に臨時議会がありまして、基本設計業務の費用が否決されましたけれども、それはそれでありまして。しかしながら……

○6番（北村昭彦君） 議長、よろしいですか。

○議長（滝口一浩君） はい。

○6番（北村昭彦君） 全く、全く私の質問に答えていただけていない、ですよ。私は、繰り返します、町長お願いします。シンポジウムやりますと、この議場でですよ、お約束いただいて、でも、それがまた我々議会の知らない場所で、何らかの協議がきつとされていたんじゃないかなと勝手に思っていますけれども、いつの間にか住民説明会という形になって実際には開催されてしまった。そのプロセスに私はメスを入れたい。もっと言えば改善したいんです。

今後、この町で石田町長が在任でいられる間もちろんそうですし、どんどんこの先いろんな方が町長になられて、町を率いていっていただく際に、この場所で約束されたことがいつの間にか変わってしまって、そしてどんどん進んでしまっているって、これ誰にとってもマイナスだと思うんですよ。まさに、今思い切り暗礁に乗り上げちゃっているじゃないですか。

だから、そういうことを避けたいという思いから、どういうプロセスで意図とかなり違った形で公開討論会、こういうアイデアもあるね、こういうやり方もあるね、そうするとこういう町目指せるよね、でもこっちの案もいいよね、こういう公開討論会やりましょうと言っているのに、もう御宿中学校との併設で、狭い中で押し込めたら窮屈なんじゃないかという批判もある中で、でも、町長の思いは分かりますよ。

でも、そうじゃない可能性についても議論を深めましょうって言っているのに、もう町長ご自身でご決断されて、説明会です、もう決めましたという形で開催をされてしまったんですよ。それはやっぱりよくなかったと思うんですよ。だから、そういうことを防ぐ、もっと、ちょっと話が回りくどかったんですが、ストレートに聞きます。教育長や教育課長あるいはほかにも課長さんたちたくさんいらっしゃったと思うんです。皆さんシンポジウムとか公開討論会

ってイメージぱっと湧くと思うし、私、なぜそれが必要なのか、今回の問題で重要だったのかというのはご理解いただけていたんじゃないかなと思うんですね。

それを、町長、それじゃ住民説明会じゃ、その趣旨と全然違うんじゃないですかと、目的を果たせないんじゃないですかということが、何で起きなかったのかな。そこが知りたいんですよ。そういう助言があっても、いや町長の熱い強いお考えで、いやシンポジウムじゃなくてこれは説明会だということで押し通されたのか、それともそうでなかったのかみたいなことも含めて、どのような協議を経てシンポジウムが住民説明会になってしまったのか、それを教えてください。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長、明瞭簡潔にお願いします。

○町長（石田義廣君） まず、一つはシンポジウムに対する見解とございますか、考え方が北村議員さんと私で違うということを一点、そのことについてはそれだけ申し上げます。

それと、この6か月間の間は先ほどこういうことで熟慮した期間であったと申し上げました。そういう中で重要な議決を、更新に関する重要な議決をいただいていますので、私は執行権がありますから、この小学校更新に関して進めてくださいという議決ですよ。それを基にして、私の責任と義務において前に進めようとしている中で、その過程においてはいろいろ皆様のご意見とか意見交換ありますけれども、そういう中で考えておまして、このおよそ1年間は経過しておりますので、そのように申し上げておきます。

○6番（北村昭彦君） 私が当初から申し上げているような、町の中でこのことに関していろんなアイデアをお持ちの方たち、特に当事者の方たち、これからの方たち、若い人たちやお父さん、お母さん、子育て中の方々の意見を一切聞くつもりはないというふうにも今の町長のご発言は聞こえました。少なくとも私はそのように受け止めました。非常に残念です。

ただ、話を一旦戻します。ぜひ教育長、教育課長、このシンポジウムという言葉、なぜ開催できなかった、その経緯に関して教育長と教育課長はどのようにお考えだったのか、どのように行動されたのか、それについてお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 前森教育長。

○教育長（前森 勤君） その当時はどうやって進めていこうかという話だったと思うんです。アンケートを取るというようなことだったんですけれども、じゃどうやってアンケートを取っていくのかということも考えていたわけなんですね。進め方がちょっと見えていなかったと思います。それで、どういう学校を目指すのかというようなことで、小中連携、小中一貫、これからアンケートを取ろうとするのに小中連携、小中一貫、じゃもう答えが分かっちゃう、もう

決まっちゃっているのというふうになってしまうので、ちょっと私自身もその辺は控えていました。

○6番（北村昭彦君） シンポジウムという言葉、約束が住民説明会ということに変わって開催されてしまったことに関して、教育長はどのように当時お考えだったのでしょうか。どのように……。

○議長（滝口一浩君） 前森教育長。

○教育長（前森 勤君） 住民説明会、そしてシンポジウム、いろいろなご意見をいただきながら進めていくというのは私いいと思います。その中で、教育委員会としての考えをしっかりとやっぱり持ってシンポジウムに臨む、それで皆さん方のご意見をいただきながら進めていくというのは一つの案かもしれません。

それが住民説明会になってしまったということなんですけれども、それはご意見をいただけるのかなというようなことで、自分も内諾というような形になってしまうたということです。よろしいでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、シンポジウムの関係のところをちょっと中心にお答えさせていただきますけれども、北村議員がこのシンポジウムなり、ワークショップなりというお言葉が最初に多分あった。ちょっと私もどこの場面かは、ちょっとそこまで、ちょっと今明確じゃないんですけれども、その話がまず最初にあったと。町長はそれを一旦検討しますよということで持ち帰っていると思います、この関係については。その後のどこかの場面の質問で北村議員がやるのかやらないのかという部分として、町長はシンポジウムをやるというところのお話だと思います。

私たち事務方としては、それぞれいろんな意見の中で考え方とか手法というものをまずいろいろ考えます。その考えの中には、シンポジウムというものは最初は入っていないんですよ。私たちは、そういう方向では考えてこなかったと。その中で、町長はその中でやるということをお答えしたんですけれども、中でいろいろ住民説明会をやったり、検討委員会をやったりする中で、いろんな意見を、私たちがそれを全てやるかどうかという判断がまた別にあるわけですよ。その中で、どういう方向でやっていこうかということで進めてきたのが、今シンポジウムになっていないところになっていると思います。

今回、この町長が御宿中学校にするということの最終結論をするまでの間のプロセスとして、シンポジウムが入っていないということについての原因を探しているんだと思うんですけれど

も、町としては一旦その手法の違いの部分としては感じていると。北村議員がこうやったほうがいいよという部分の手法と、町がやろうとしていた手法がただ違っただけというような認識です。

町長がそこに至るまでの経緯については、既にやり切ったという意味で、町長が最後に御宿中学校を選択したというような認識でいるというのは、町長のほうの考えと同じだと思いますけれども、そういうことをごさいます。なので、事務方からするとシンポジウムをやるという方向では考えていなかったというのが事実をごさいます。

以上です。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。大変よく分かりました。というか、多分そういう雰囲気の中で役場の中でいろんなことが進んでいくのが、これまでだったんだろうなという理解、認識を再確認できたなというご答弁だったと思います。

今、課長のご答弁の中で、北村が考えていた進め方と町の進め方が違っていた、認識が違っていたというご答弁。まさにそのとおりなんですよ。だからこそ、我々議員が4年ごとに入れ替わりながら、新しい考え方、今までの役場の中になかったものを何とかもたらして。

うまくいっている部分もこの御宿町あると思いますよ。でも、てこずっている部分、苦戦している部分いっぱいある。それを今までのやり方では突破できるわけじゃないですか。だからこそ、生き物の体だって遺伝子一緒になって、新しいものを生み出そうという仕組みができています。議会の仕組みだってそうだと思います。もちろん町長選挙という選挙で首長が選ばれるという仕組みをもちろんそうだと思います。

でも、残念ながら石田町長、かなり長く続けてこられたということも相まってなのか、非常にてこずっている部分を、じゃこここう変えてみたら、こういうことにも挑戦してみたらどうですかということも、考え方が違いますの一言で拒絶されてしまって何も前に進まない。これが、少なくとも私この町に引っ越してきて15年ぐらいになりますけれども、ほとんど変わっていないな。私が議員になって3期目ですけれども、自分も力不足を感じています。幾ら提言しても違いますとか、あるいは全然違ったご答弁が返ってきて、時間切れになってしまう、そういうことが続いている。

何とかここを打破しないと、この町よくなっていかないと思うんですよ。で、今回の御宿小の更新というのは、繰り返しになりますが、町の多くの方々が、しかもこれからの皆さんが非常に大きな関心を持たれていて、しかもこうしたらいいんじゃないかとか、こういうやり方もあるんじゃないか、こういう考えもあるんじゃないかといろんな思いを持ってくださっている。

にもかかわらず、それを一向に受け止めようとしてくださらない。

このことを町長だけじゃないです。執行部の皆さん、我々議員も含めてみんなで一生懸命真剣に考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思って、ちょっと意地悪なような質問になりましたけれども、シンポジウム、シンポジウム、シンポジウムという形で、今回は質問させていただきました。

3つ目の質問、これもちょっともうくどくなってしまうんですが、もういいかな。一応用意してありますので、読み上げます。シンポジウムを住民説明会として開催したことの悪影響について。

これも本同意地悪な形になるんですが、物事には、町長よろしいですか、何にでもメリットとデメリット、裏と表あると思うんです。ですので、シンポジウムではなくて住民説明会として開催したことでよかったことももちろんあるのかもしれない。

でも、一方で先ほど私が申し上げていたとおり、少なくとも私は、初めてのこともかもしれないけれども、大事な問題、50年に一度、しかもこの予測が困難なVUCAの時代と言われているこの時代において、当たり前の、ありきたりの、ただ人数が収まっていて、一定の安全、教育環境が守られていて、それで比較的予算が少なくて済むというような、今までの当たり前の考え方で学校を造ってしまうのか。

それとも、もう少しこの先の時代を予測して、予測が難しいからこそいろんな仮説を立てて、こういう可能性があるんじゃないか、だとしたらこの町ここを目指したほうがいいんじゃないかというようなことを、これからの人たちの声をきっちり受け止めながらみんなで議論する。そういうことをやっていこうということが、ついてしまったんですよねというデメリットもあったと。

そういう意味で、シンポジウムが住民説明会になってしまったことで何か悪影響というか、抜け落ちてしまったことがあるのではないかという認識が町長にはおありなのかどうか。もしその認識がおありなのであれば、これからでもその抜け落ちてしまった部分の補完はまだ可能かもしれません。その辺も含めて、このことについて町長はどのように認識されているのか、お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私は、シンポジウムが説明会に変わったことについて悪影響があったということについては、全く考えておりません。悪影響は全くなかったと思います。

○6番（北村昭彦君） 大方予想どおりのご答弁でした。非常に残念ではありますが、当然と、

これまでの町長の姿勢を拝見していれば、そのようにお答えだろうなというふうに思っていました。

今日から試験的にではありますが、議会、これ中継されています。私ももう緊張で足が震えておりますが、今の町長のご答弁を生でご覧になられている方も多少おられるかもしれませんが、おうちに帰って仕事の後、夜あるいは明日以降ご覧になられる方もいらっしゃるかと思いますが、このことについて自分なりの思い、こうしたらもっといい町になるのに、いい学校でできるのにと考えていらっしゃる方々は、皆さん非常に残念な思いで町長のご答弁を聞かれるのではないかと思います。

では、最後の質問、4つ目の質問に移ります。今後の事業推進についてです。

今回の質問を踏まえまして、町長の熱い思いは分かるんですが、我々だって町民の負託を受けて必死に、何が正解かなんか分かんないんですよ、この時代。それでも一生懸命考えたり、周りの人たちといろんな話をしながら、ある結論を出したのが1月の臨時会での否決ですよ。9人いるうち7人がノーを表明したんですよ、町長。

そして、それぞれの思い、議会だよりを読み返していただければ、それぞれの思いが載っています。全員一緒ではないんです。それぞれの考え、それぞれの思い。当然、その各議員の周りにはその支持をする方たちとか、意見をぶつけてくださる方たちがいる。

その思いをこの9人のうちの7人がノーという、賛成しないという、反対するという形で表明された。そのことをどう受け止めて、今後これどうやって進めていくんですか。ずっと町長は、私はこう思う、こう思う、こう思うと一点張りじゃないですか。

私、冒頭で暗礁に乗り上げたと、ちょっと強めの言葉かなって思ったんですけどもあえて使いました。これ議会が足を引っ張っているとおっしゃる方も中にはいらっしゃるのを、私も存じていますよ。でも、少なくとも私が知る限り、私、自分のことはどうでもいいですけども、左右を見渡しても、ただ反対のための反対、足引っ張ってやれという意味で反対をされた議員は一人もいないと思います。そういう部分も含めて、4番目の最後の質問です。

私としては、私だけじゃない複数の議員がこれ反対討論で述べて言っていたと思います。いろんな方々のアイデア、専門家も含めた方たちのアイデア、ご意見を取り入れないとこれうまくいかないよねということをおっしゃってくださっていますよね。そのことについてどのように受け止めて、事業に反映させていっていただけるのか、今後。

そのやり方について、いつどのような形で検討するのか。いきなりはできないと思うんです。シンポジウムだって、もしやるとすれば初めてのことでですから。だから、私半年ぐらいは検討

かかるかなと思っていたんですけども、それがしつこいようですが、残念ながらいつもどおりの住民説明会、こういうふうに決まりました、何か質問ありますかとって。

ですので、まだ、先ほども申し上げたとおり、軌道修正のチャンスは残っていると私は思っています。どのような形でいろんな立場の方々の知恵、知見、アイデア、専門家も含めた方たちを交えて、そういったものをどのように今後この事業に取り入れていくのか。検討方法や実施時期なども含めて町長のお考えを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 1点申し上げておきますが、1月の臨時会における基本設計委託業務の否決は、御宿小学校更新するという事に関する否決ではありませんので、それはきちんとご認識いただきたいと思います。そうですね。

2つの重要な議決をいただいていますから、貴重な議決をいただいておりますから、それを前提に、私は今後ともこの更新をすることに際して、この議決を尊重させていただいて、それを基に私の執行権において、義務と責任を持ってこの事業を進めていく。その過程で、いろんな皆様方の、議会の皆様方のご意見と、そして町民の皆様のご意見を伺いながらしっかりと進めていきたいと考えております。

以上です。

○6番（北村昭彦君） 町長、非常に力強いご発言だったのですが、もうその今のご答弁こそが、まさに全く我々の思い、考えを受け止めてくださっていないことをもう明確に表しているんですよ。更新そのものについて反対している議員、中にはいらっしゃるのかもしれませんが、私が知る限りほとんどの議員は御宿小の更新に関しては反対していませんよね。反対していないんですよ、町長。もし認識が違っていたのであれば、今まで、ぜひこの場で改めてください。私も含めて。

だって明確に……読みますよ、誰だっけ。今回の御宿小学校校舎更新について反対というわけではないということを初めに申し上げておきますということを冒頭に書いてくださった議員もいらっしゃいます。つまり、町長がそんなふうに勘違いしているんじゃないかなという節が至るところで見受けられたからですよ。そして、今もまさにそうです。どれだけ私たち一生懸命話をしても、町長受け止めてくれないじゃないですか。それはわざとですか。

それとも、何か町長がすごく凝り固まった考えが強過ぎて、我々の言葉がちょっとねじ曲がって耳に入ってしまっている。私はそんなふうにも感じ取れてしまいます。そのぐらい、石田町長、町長は私たちの発言、趣旨、言葉の意味を曲げて捉えるということが、この場では、あ

るいはこの町の役場の中では非常に多い、頻発してしまっているということを最後に申し上げて、そしてそれを何とか改善していただきたい、是正していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（滝口一浩君） 以上で、6番、北村昭彦君の一般質問を終了します。

◇ 田 中 とよ子 君

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 田中とよ子君 登壇）

○10番（田中とよ子君） 10番、田中とよ子です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、以前にも要望、提案した内容と同様のものがありますことをご了承いただきたいと思います。時間経過とともに、質問内容についてのその後がどのように進展しているのか改めてお伺いするものであります。

過去に目を閉ざす者は現在にも盲目となる。当然、将来にも盲目となる。この言葉は、一般質問のあるたびに申し上げてきました。自分が発したことについて、しっかり見届けることを戒めとしているものであります。自分が過去に質問したことがその後どのようなになっているのか、改めて質問させていただきます。

今年3月に地域防災計画が改定されました。この計画は防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、定期的に点検、検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行うものとするであります。業務の大綱の中に、町等が処理すべき事務または災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関することが示されております。

1点目の質問になります。海岸沿いに定点カメラ設置についてということでお伺いいたします。

今年1月28日に避難訓練、防災訓練が実施されました。多くの住民の方々が参加されておりました。私も参加させていただきました。その際、参加者の方から定点カメラ設置の必要性和町の設置状況についての質問がありました。職員から、町では3か所設置しているとの回答があったと記憶しております。

以前、私も一般質問で定点カメラの必要性について伺ったことがありました。その際、設置されているとの答弁はいただいていたとは思いません。その後に設置がされたのか。また、

どこに設置されているのかについてをお伺いいたします。また、実際に設置されているのであれば、その稼働状況についても併せてお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいまご質問いただきました、1月に実施した防災訓練の際に参加者の方からご質問をいただいた定点カメラの内容でございますが、議員ご指摘のとおり、防災訓練の当日、定点カメラについて執行部側のほうから3か所ついているというお答えをしております。

この定点カメラについては、結論から申し上げますと、防犯カメラの内容でございますが、議員が以前からご要望、ご提言をいただいております災害時等津波状況の把握ですとか、そうしたことのためのカメラではございません。

町内に複数の箇所防犯カメラ設置してございますが、この防災訓練の際にお答えをさせていただいた3か所につきましては、防犯カメラのうち、海岸部付近のいわゆる御宿漁港入口交差点ですとか、月の砂漠記念館前交差点ですとか、またもう1か所は中央海岸に海水浴場のときの離岸流の検知システムのカメラを含めて3か所ということでお答えをした経過のものでございます。

ご質問の稼働状況でございますが、漁港地先のカメラ、また月の砂漠記念館前カメラ等につきましては防犯カメラですので、ご指摘のとおり、防災対策としての稼働はしていない状況です。また、海水浴場、中央海岸に設置してあるカメラにつきましては、リアルタイムでの情報を得られるものではございますが、海水浴場開設時における海水浴客の安全確保のための離岸流の検知システムのものでございますので、結論といたしましては、防災対策としての稼働はしていない状況のものでございます。

以上になります。

○10番（田中とよ子君） ありがとうございます。防犯に係るもの等についての稼働はされているんですかね。つけっ放しになっているということではないですか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 防犯カメラといたしましては、町内、例えば国道ですとか、駅前ですとか、複数の箇所について防犯カメラが設置してございます。これは、平時の際にも比較的いろいろな事件捜査の際にも使っているカメラでして、一定程度の警察の要請に基づいて防犯カメラの録画データを提出するというようなものはございます。ただし、これ捜査情報の照会ですので、具体的なものについては一切の非公表ということになっておりますが、年間一定

程度の情報の提供、いわゆる結論といたしまして、防犯カメラとしての稼働についてはしっかりとしているような状況です。

○10番（田中とよ子君） 分かりました。備品を設置してもなかなかそれがうまく稼働していない。備品が機能していないというようなことも町にはあるということで、住民から非難も出ています。そういったことも含めて確認させていただきました。

海を観光資源としてPRしている安心・安全な御宿の海ですが、時として気象状況により、台風、高波、高潮、津波など災害の対策が必要になります。観光客や住民の命を守るための対策には、災害が発生するおそれがある注意報や警報が出た際、災害発生する前の初期情報の収集をすることがまず第一に行われ、正確かつ早急な情報収集が必要であります。

避難誘導などに従事する者の安全確保のためにも、情報収集に必要な機材等の設置をすることは必要なことではないでしょうか。定点カメラからの情報を得ることによりリアルな映像を役場や遠隔地に伝達する、それらを受けて瞬時に的確な指示、指令を出すことができるのではないのでしょうか。

災害発生時の情報収集などの対策については、定点カメラの設置等についての検討がぜひとも必要ではないかということを一一般質問などで数回行ってまいりましたが、機材が高額である、操作に関わる人材の確保が困難、夜間や雨天時の映像が鮮明ではない、あとは関係団体との協力を得るよう今後協議していく等々の答弁を受けてきましたが、前向きな答弁ではない。前向きな答弁を伺うことができずに、非常に残念に思っておりました。

初期対応時の情報収集には、役場職員や消防団員がその任にあたっています。直接現場に向き非常に危険を伴うことが多々あります。初期対応に向け、早急な体制づくりが必要ではないのでしょうか。

今年に入ってから国内で多くの災害が発生しています。初動対策については教訓にすべきことが多く、問題視されておりました。能登半島地震では、情報がなかなか得られず、孤立する地区が多く発生していたという状況も報道されております。また、台湾の地震の際には、津波注意報の出ていた沖縄の島の状況について、漁村付近に設置された定点カメラからの映像が民放テレビで常時報道されていたのが記憶に新しいところであります。リアルな映像から車や人の動きが映り、無線で避難の呼びかけが行われている様子で、こういうものが御宿になければなどということを感じたところです。

御宿町においても、情報収集や情報発信の重要性を認識し、ぜひとも定点カメラ設置が必要であることを痛感しております。毎回毎回同じことを申し上げていますが、災害はいつ発生す

るか分かりません。明日かもしれませんし、発生しないかもしれません。備えあれば憂いなしということわざもあります。ぜひとも初期対応として定点カメラの設置を位置づけていただくことを希望いたしますが、町単独での設置をすることについてのお考えをお伺いします。今後の危機管理をする上で具体的な対策があるのであれば、それについても併せてお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） これまで田中議員さんのほうから、防災対策として、定点カメラ含めてその他の技術も含めまして、いろいろなご提言をいただいているところです。今回、この定点カメラの設置について、町単独での設置ということでのご質問でございますが、まず今現在災害発生時における町のほうの初期対応を取っている状況でございますが、まず命を守ることを第一優先に対応をしており、気象警報ですとか津波注意報等の発令時には、まずは防災無線による避難の呼びかけを行うとともに、速やかに配備体制を取った上で避難所等の設営に優先して当たっているところでございます。

議員ご提言の定点カメラによる情報収集でございますが、一定程度の発災後における遠隔地からの状況の把握や的確な情報発信といった点では、非常に有効的であると考えております。区長会からも同様のご意見をいただいております、結論といたしましては現在専門業者等にカメラの性能やコスト面等について具体的な確認を行っているところでございます。定点カメラの運用につきましては、議員もただいまご質問の中で能登半島地震のお話ですとかしていただきましたが、そういう流れを見て、やはり発災後の状況把握等、一定程度の効果があるものとは認識をしております。

ただ、365日常に、常時監視をするというだけの用途については、よくあるのが民間のテレビ局等がお天気カメラのようなもので設置をするものはございますが、防災として常にそこを監視をしていくだけの設置というものではあまり用途としてはないのが状況です。

しかしながら、ご発言のとおり発災後における町としての町民の命を守るための防災体制の防災力の強化という点においては、検討している具体的な内容といたしましては、日頃は防犯カメラとして使っていく中で、有事の際にカメラの角度を変えて、例えば津波が発生したときには海のほうを向けて、その情報をリアルでキャッチできる。そうしたカメラの性能を上げていくことで、防犯カメラ、海のほうにずっと向けた映像だけのためのカメラの設置というよりは、防犯カメラの機能を向上させる取組の中で、議員ご発言、ご提言ずっといただいている防災力の向上に向けた対応といたしましては、そうした手法を取り入れながら今後検討を進

めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○10番（田中とよ子君） ありがとうございます。

毎日のように世界的にも異常気象による被害の続出、また自然現象などといった今まで経験したことがないような災害が世界中で起こっているんですよね。いつ自分の身の回りに発生するか分からないということもありますので、小さな対応から大きな災害にならないよう、そのような対策に向けて対策をよろしくお願いいたします。

次に移ります。似たような内容になるかと思うんですが、次にドローンの活用についてお伺いいたします。

ドローンは日頃から運用、活用すべき備品ではないかということでお伺いいたします。

これも以前から質問を何回かさせていただきました。消防団員の増員が望めない。災害時における人手不足に悩む状況下であり、今こそドローンの活用を検討するべきではないでしょうか。人的対応で苦慮しているのであれば、補足できる対策が必要ではないかというふうに考えます。

防災訓練の際、夷隅地域振興事務所のドローンが展示されていまして。一回にどの程度飛行し情報収集できるのか伺ったところ、30分程度でありますということで回答があったんですが、もし夷隅地区の海岸沿いで津波等の注意報等が発令されたときには、初期の状況把握を撮影するには、1台だけでこの近辺の海岸沿いを映す情報を得ることは困難ではないかということで、県の担当の方とお話をしましたが、明確な回答は得られませんでした。

5月30日の新聞記事で、災害時の集落の孤立のおそれがあるという報道の中で、御宿町についても農業集落が2か所、漁業集落が2か所というふうに、孤立の可能性があることが発表されておりました。災害発生前または災害発生直後、詳細な情報収集するにはやはり御宿町にもドローンの1台は必要ではないかということを感じています。

ドローンについては、先般発生した火災の際、飛び火をした状況が把握できずに苦慮したという話も消防団員からも聞いております。ドローンがあればもっと早期の対応を図ることができるのにという必要性も訴えられました。

ドローンの活用については以前にも申し上げましたが、大雨や強風などの影響で山の斜面が崩れたりしている危険箇所の特定制も事前に把握することができるのではないのでしょうか。また、それに対しての対策も取れるのではないかというふうに考えます。

平時から定期的に、例えば週に1回とか、月2回とかという割合で町内の見回り等で活用す

ることで、危険箇所の把握や人の目が届かない場所での、例えば不法投棄の発見など、そういったことにもつながって見回りができるのではないかと、早期に対処にあたることで被害の拡大を防ぐための対策になるのではないかとこのように考えます。

以前に一般質問をした際にも、定点カメラ設置と同様に機材が高額である、操作に関わる人材の確保ができない、研修等の期間が長期にかかり職員の配置が困難である、広域組合で検討されるのを待つ、あとは関係団体等の協力を得るよう今後協議していく、またドローンについては平時に民家の上を飛ばすことは様々な弊害があるという答弁をされましたが、飛行に関しては最低限のモラルを保ち利用することができないかどうかの研究をすることも必要ではないか。ドローンも金額は様々であり、操作についても講習等で長期の期間を要しないということもあるのではないかと。まずはやってみる、実施してみることも必要ではないかとこのように考えます。

危険箇所の発見など、即対応できることは自前の機器1台でも効果を得られるのではないかと考えられます。先ほど、備品等について常時使用しているのかというふうに質問いたしましたが、1台、それを週1回とか月2回とかという割合で活用すれば、そのドローン1台が生きてくるのではないかとこのように考えます。初期対応や平常時の地域の状況把握をすることが、被害の拡大や災害対応時に役立つのではないかと。人頼みをしているだけでは、住民の命は守れないのではないのでしょうか。このことについてどのようにお考えになるかお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず、ドローンの活用でございますが、議員が以前からご指摘のとおり、ドローンについては活用の幅は年々広がってきており、運用体制が確保できる状況であれば非常に有用なものと認識をしております。

ドローンの運用につきましては、いろいろ最低限のモラルを保つことで活用することができるかどうかの研究をというご提言でございますが、ドローンの運用につきましては用途や操縦資格の種類によって活用の幅や適用法令、飛行制限などが大きく変わってまいります。

一般的には、民家のある場所やイベント会場の上空における飛行を制限、いわゆるこれにつきましては禁止をされていること。また、夜間飛行ですとか目視外飛行、いわゆる目に見えないところでの飛行については禁止がされているなど、かなりの制限があり、制限外運用をする際には国土交通大臣の事前承認が必要となるというようなことで、今の段階でも運用については非常に一般的なライセンスですと実態としては厳しいのが実情でございます。

こうしたことから、災害時や発災後のドローンの活用については、町において運用体制を維

持するには、いわゆるこの自治体規模を含めて非常に厳しい状況にあり、有事の際には広域的な協力体制の中でドローンの運用体制を構築していくことが有効ではないかというふうに考えております。

一方、議員ご提言の平時における点検や危険箇所の把握、未然防止等への活用につきましては、ご指摘のとおり飛行条件等を遵守した上で必要な対策を講じることにより有効的な活用をすることが可能であり、地域の安全対策、防災対策に寄与するものと考えております。先ほど申し上げましたように、すごく特別な活用、災害のときに民家の上を飛ばすですとか、人が多く集まっている上を飛ばすということについては、非常にこのライセンスの資格のグレードも非常に高く、一般的に取得をすることが非常に難しいものとなっております。

ただ、平常時の活用等につきましては、具体的に車や人から30メートル以上離すですとか、そこからしっかりと離せるよう、具体的に申し上げますと警備員等によってガードをすることでそのドローンを飛ばすことができるような、そういう対策を打つことによって活用できるようなものもございます。県内自治体においても平時の有効活用に取り組んでいる団体もあることから、運用上の留意点や活用方法など、いろいろな情報をいただきながら平常時におけるドローンの運用導入について、計画的なライセンス取得と併せ前向きな検討を進めてまいりたいと考えております。

先ほどご指摘、ご提言いただきました、例えば崖崩れが起きた場合に職員が目視することが非常に危険な場合、具体的に御宿海岸、いわゆる国道の外側ですね。そうしたところでも、先日の大雨によって崖が崩れた箇所等もございます。なかなか職員が現地に行って、立ち入って現場を確認することは困難なんですけど、今田中議員さんからご提言いただいたように、そうしたところへドローンを飛ばして写真を撮ったり、映像を確認することで状況が把握ができるといったような、平常時または発災前の予防保全措置としての活用についてはこういった自治体でも運用ができるのではないかと考えております。

そうした取組を先進的に行っている団体もございますので、有効な情報をいただきながら計画的に、職員についても可能な中で計画的に、ライセンス取得等についても検討していければと考えております。

以上になります。

○10番（田中とよ子君） 先ほども申し上げましたが、いきなり大きな機材でそれを活用してくださいということではなくて、まずできることからやってみる。できることからやってみて、要望等を含めて検討できるのではないかというふうに考えます。また、当然なことなんで

すが、災害が発生した後の情報把握等についてはやはり専門の機関に委ねることは非常に大事なことである。それは言うまでもないことで、発生した後ではなくて発生する前の対策について、町は検討すべきではないかな、そのように考えています。よろしくお伺いいたします。

次ですが、子育て支援について。給食費の支援補助についてお伺いいたします。

年々減少している出生数と子育てについて、町長の目指す子育て支援についてはどのような支援を考えているのかについてをお伺いいたします。今年度は、財政的に厳しい状況下ということで、小中学校の支援内容が見直しされました。予算審議の際、補助金の削減や減額について、私は質疑をしませんでした。議員として、この削減・減額を気づけなかったことに対して大変申し訳なく、恥じています。今日は、改めてそのことについてお伺いいたします。

小中学校入学準備費用補助金が削減され、小中学校の修学旅行費補助金が減額されました。御宿町にとっては、少子化が進み、小中学生の対象者が年々減少している状況にあって、なぜ今回削減・減額という対応がされたのか。一方で、拡大事業として今まで対象とされていなかった小学生の対象外の学年に対して校外学習バスの借り上げなどが援助されることになりました。支援額については、両方合わせても事実上減額であります。全体的にも支援額は減額されています。

先般、総務教育民生委員会協議会において、支援を復活する考えはないのかという問いかけに対し、きっぱりとその考えはないといった回答をいただきました。非常に残念に思っています。小中学校の入学準備費用補助金や小中学校の修学旅行費補助金は、町独自の支援策であったからこそ意義のある支援策であったのではないのでしょうか。ほかの市町でやっていない事業だから削減をしたということであれば、支援策の後退ではないかというふうに考えております。今後、町単独の独自性のある支援策があるのかどうかについてをまず第1点お伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 田中議員におかれましては、子育て支援、給食費の支援補助について、年々減少している出生数と子育てについて、町長の目指す子育て支援とはどのような支援を考えているのかというご質問でございます。

子育て支援につきまして少し分かりやすく説明をさせていただきますが、例えばゼロ歳から小学校に上がるまでの間とか、あるいは小学校、中学校の義務教育期間における子育て支援、教育支援という形で少し分けて説明をさせていただきたいと思いますが、このたびのご質問につきましては、内容が義務教育期間における子育て支援という趣にあると理解しますので、現状についてご説明を申し上げます。

毎年千葉県におきまして、地方における教育費の調査が行われまして、報告書が出されております。その内容につきましては、小学生児童1人当たりには教育費はどのように支出されているのか、あるいは中学校の生徒1人当たりにはどのように支出されているのかという調査結果が報告されていますが、令和4年度はまだ出ておりませんので、3年度の結果を見ますと、幾つかの項目がありますが、2つの項目を見てみますと、一つは、市町村支出金として、54市町村の内容を見てみますと、この市町村支出金といいますのは市町村が一般財源からその設置する学校、社会教育機関及び教育行政のために支出した経費などが含まれますが、令和3年度におきましては、小学校の児童1人当たりへの教育費につきましては、御宿町におきましては72万6,279円という状況にございまして、また中学校の生徒1人当たりの市町村の支出金につきましては149万3,426円となっております。

御宿町につきましては、いずれも54市町村の中で非常な、順位は申し上げませんが、非常な上位にございます。また、補助活動費を見ますと、活動費には就学支援金とか、衛生関係費あるいは給食関係費などが含まれますが、児童1人当たりにつきましては17万6,291円が支出されまして、また中学校生徒1人当たりの補助活動費を見ますと、1人当たり20万3,194円という補助活動費が出ております。

児童1人当たりに対する教育支援費は、この点についても非常に御宿町は上位にございます。上のほうにございますので、令和6年度予算におけます教育費は3億96万3,000円という予算になっております。全体予算構成比においては8.1%でございますが、予算構成全体の中で配分比率として総務費とか民生費、衛生費などが非常に多くを占めている状況でございますが、ご指摘のように子どもは町の宝でございますので、十分に認識してございます。

ひとつひとつの内容については控えさせていただきますが、私が申し上げたいのは、町としては子ども・子育てで非常に全体的には教育費に大きな予算を充てさせていただいていると私は認識しておりますので、そのような中で今後とも全体を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（田中とよ子君） 今、町長から令和3年度の御宿町の補助がどのくらいされているのかということでお答えがありましたけれども、3年から4年度、5年度、今年下がってきているんですね。子どもの数も減ってきています。そういった中で、なぜ町単独の支援策が割愛されるのか。ほかの町村でやっていない事業だから削減をしたというような言葉もちょっとお伺いしたんですけれども、そうじゃなくて、少子化対策というのは、やはり子育てに魅力を感じ

じる支援があるかどうかというのも大きな問題になると思います。

次の質問に入りますが、近隣の自治体では既に給食費の無償化が実施されています。近隣の市町に足並みをそろえるべきとは申し上げません。今町長からお話ありましたが、子どもに関わる補助はかなり上位にあるんだよというようなことだとは思いますが、保護者の負担は、ほかの市町と比べるとやはり給食費の無償化があるということだけでも多額に感じるのではないかというふうに感じています。この給食費の無料化もしくは給食費の一部減額補助について実施する考えがあるかどうかについてのお考えを伺いたしたいと思います。

子育て中の世代の方々は、教育の経済的負担については近隣の保護者の方々といろいろな情報交換をしています。そのような中で、子育て中の保護者から、行政の支援状況によっては私たちが転出を考えようかというような声も聞かれるようになりました。先ほども申し上げましたが、少子化問題というのは子育てに魅力を感じる町としての支援があるかどうか大きな問題の一つであると思います。保護者の経済的な負担を軽減して、社会全体で児童生徒の健全な成長を考える、支えていくということはやはり近隣で行っている給食費の補助、これも一つの問題点であるのではないかというふうに考えます。

そういった中で、この給食費についてよそが全額補助しているから御宿も全額補助してください、そういう考えはないですかということは申し上げません。町も非常に財政的に困窮しているとそういうお話もありました。そういった中で、子育てに対する給食費の一部無償化、できることなら全額の無償化をしていただきたい。このように考えますが、その点についてお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 田中議員のご質問の趣旨は十分に理解いたしますので、全体事情を勘案しながら検討していきたいと思っております。

○10番（田中とよ子君） ありがとうございます。

高校卒業して、大学進学、また就職などによって、御宿を離れる子どもたちも多くあり、若者の定住促進が望めない状況にありますが、支援対策が充実することでリターンを望むことができるのではないかと、若者の定住化が少子化対策、子育て支援を考える上で大きなメリットがあるのではないかとそのように考えます。今、町長から今後検討していきたいという前向きなご答弁をいただいたというふうに解釈しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（滝口一浩君） 以上で、10番、田中とよ子君の一般質問を終了します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

(午後12時12分)

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 塩 入 健 次 君

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君、登壇の上、質問願います。

(3番 塩入健次君 登壇)

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。議長のお許しをいただきましたので、質問のほうをさせていただきたいと思えます。

その前にですけれども、先ほど午前中の北村議員の質問などを伺ってしまして、町長がシンポジウムの考え方がそもそも私と北村議員とは違いますとか、教育課長のほうが執行部としてシンポジウムみたいなものを行政運営において取り入れることはありませんというような答弁をされていたんですけれども、ちょっとそのようなことが横行するというか、そういうこの議場で発言したことをそう簡単にひっくり返されるというか、ちょっと無責任な答弁じゃないかと非常に私のほうは思いました。こういうことが続きますと、我々と執行部との信頼関係そのものに支障を来すのではないかというふうに思いますので、今後とも慎重な答弁のほうをお願いしたいと思います。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

今回は、町内の公共交通についてということで伺います。

まず、エビアミー号なんですけれども、これ2014年から運行が始まったということなので、ちょうど10周年を迎えるということなんですけれども、私の聞く限りあまりいい評判というのを聞いたことがございません。利用者の登録数だけ見ると1,300名ほどおられるようなんですけれども、実際に利用されている割合がかなり低いと。その理由は様々あると思うんですけれども、単純に言えば使い勝手の悪さ、これに起因しているものかと思っております。したがって、そのことについてご質問させていただきます。

まず、1つ目として、エビアミー号が利用者登録制でかつ町民限定であるのはなぜかということでお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えします。

エビアミー号は、自宅または自宅付近まで迎えに行く乗り合い運行です。そのため、時間内に予約のあった方の自宅等に迎えに行きますので、登録制にすることで事前に自宅場所の確認をすることができます。また、予約時における乗車場所の確認手続を簡略化するメリットがあります。なお、登録制にすることで、登録者の利用状況を把握でき、サービス向上につなげることができるため、登録制を採用しています。

また、エビアミー号は町民の日常生活における移動手段を確保するために乗り合い運行という形で実施しています。買物や通院、金融機関など、生活に必要な施設、場所への移動を想定した運用としており、車両1台で運行していることから、町民を対象としております。

以上です。

○3番（塩入健次君） 町長は、よく観光立町という言葉が使われています。また、最近では御宿駅の乗降客数を維持するために電車による来町を促すというような取組もなされております。にもかかわらず、この町内の移動手段としてエビアミー号から観光客であるとか、もしくは御宿台に別荘をお持ちの方が電車で来られた場合とか、そういう方々が利用者として対象から除外されているというのはちょっと矛盾があるのではないかと思いますので、この点について町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご質問ありがとうございます。

今、塩入議員さんが言われましたように、確かに私は観光立町とかあるいは駅の利用客の増進等に言及はいたしております。そういう中で、当然のことながらエビアミー号ももっともっと便利になればいいなとは思いますが、今の全体の財政状況の中で厳しい状況にあると思っておりますけれども、できるだけ改善の方向は取っていきたいと思っております。今ご指摘いただきましたけれども、今の状況が全てであるとは申しませんので、この地域公共交通についても改善の方向は常に念頭に置いていきたいなと思っております。

○3番（塩入健次君） では、次の質問に移らせていただきます。

委託で運行していくと思っておりますけれども、この契約形態というのはどのようになっているんですか。具体的には、これ予約制ですので、1日一応8便という運行になっておりますけれども、予約がない時間帯が……ごめんなさい、委託業者との契約形態ですね。1日8便が運行ということになっておりますけれども、予約がない時間帯があつて運行しない便であるとかそういうことがありますので、1日に5便とかもしくは1日全く運行がないというような可能性も

あると思われていますが、そのような場合の委託の委託料金にはそういうことは反映されるのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えします。

エビアミー号は1日8便で毎日運行しており、小湊鉄道株式会社と年間委託契約を交わし実施しています。予約が少ない日もあり、場合によっては運行がない時間帯もありますが、運転手を待機させていることや予約オペレーターも配置していることから、利用者の多少にかかわらず契約額を決めております。

以上です。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

では、次なんですけれども、こういった公共交通の手法として路線バス方式であったり、エビアミー号のように自宅への送迎まで行うデマンド方式というような様々な選択肢があります。その中で、地域の実情や住民の要望に応じて方式を選択するものだと思いますけれども、この御宿町においてこのデマンド式を採用しているということが適正かどうか、これについて伺います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えします。

路線バス方式は、町内を循環することで利用者は予約することなく自由に乗車できる利点があります。しかしながら、利用者がいない場合の運行への懸念もあって、当町は予約に応じて最短ルートで移動ができる乗り合い運行方式を採用しているところです。

エビアミー号については、利用者数は増加傾向にあり、登録者を対象に行ったアンケートにおいて、今後の利用動態についての問いに、今後も変わらず利用したい、利用回数が増えると思うと回答した方が合わせて72%であったこともあり、適正であると考えております。

以上です。

○3番（塩入健次君） 先ほどの答弁で、予約がなくても運転手が待機しているというような話がありましたので、ちょっと今の予約がない時間帯もあるのではという答弁はちょっと矛盾されているんじゃないかなというふうに思います。

なおかつ地域公共交通計画ですか、協議会がまとめた利用状況調査によれば、エビアミー号に期待することの第1位として約半数が予約がなく乗車できることと回答しています。予約をしないということは、要するに通常のバス、路線バスのように停留所でバスに乗る路線バス方

式を求めているのではないかと。こういうことにほかならないと思うのですが、路線バス方式を選択するという考えはございますでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えします。

先ほどの答弁の中で利用者がいない場合と申し上げましたのは、路線バス方式にした場合の話でございます。

続いて、路線バス方式にする考えはあるかというご質問でございますが、御宿町のニーズに合った地域公共交通サービスを提供するため、平成25年6月に町地域公共交通活性化検討会議を立ち上げ、当時の議会からは3人の常任委員長さんに会議の委員になっていただきました。翌7月には住民2,000人を対象にアンケートを実施し、その結果や先進事例を参考に協議していただいた結果、町地域公共交通活性化検討会議として巡回バスとお出かけ支援を融合したデマンド型の乗り合い運行の形態が示されたところです。

その後、平成26年10月に運行開始となり、長年の取組を経て現在の運行となっており、令和6年9月末で10年を迎えるところです。本年3月に策定しました町地域公共交通計画においては、町内全域をカバーする乗り合い運行を維持することが重要で、引き続き本事業を提供する必要があるとしているところでございます。このことから、今後もデマンドを継続していきたいと考えております。

○3番（塩入健次君） デマンド方式であるがために、運行ルートが一定しないと。時間どおりに運行する定時性というものが失われるというデメリットがありまして、バスを待っていてもなかなか到着しないとか、何時何分の電車に乗りたくてもその時間に到着できないかもしれないというような不安があつたりします。

町では、エビアミー号の位置情報サービスというものも提供していますが、これも認知度が低く、使いこなしている方は非常に少ないという状況です。現実にはエビアミー号の到着を20分以上外で待ったとか、電車の時刻に間に合わせるためにかなりスピードを出すときがあり、乗っていて事故にならないか心配になるというような利用者の声が届いております。これはデマンド方式の弊害以外の何物でもないと思いますが、このような不便や危険を利用者に強いて、それでもデマンド方式に優位性があるとお考えでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 町では、以前スクール混乗路線バスとして七本から上布施・高山田を經由して御宿駅間を1日3便無料で運行していましたが、1日8人程度の利用であつ

たことから廃止した経緯がございます。このことから、定期運行路線バスをもし運行するにあたっては慎重に検討する必要があると考えます。

○3番（塩入健次君） もちろんデマンド方式、自宅への送迎を希望される方もおられるというのは理解できるので、例えば現行のエビアミー号は路線バス方式に改め、どうしても自宅への送迎が必要な方に対しては町内の介護タクシー事業者などを利用していただいで、それに対して補助を出すとか、そういう形の運用のほうが皆さん全員が納得して利用しやすい形になるのではないかと思います。このような形の検討はされることはございませんでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 先ほど、エビアミー号の当初の検討の経緯をちょっと申し上げたところなんですが、当時は巡回バス、停留所・ツー・停留所ですよね、あとお出かけ支援はドア・ツー・ドア、デマンド交通はドア・ツー・停留所という3形態でちょっと検討して、福祉的な要素のお出かけ支援も加味した形で現在のデマンド交通となっているところがございます。福祉の関係との提携といいますか、そういったことについてはちょっと今即答はできないんですが、今のところは協議していない状況でございます。

○3番（塩入健次君） 町長のほうからも公共交通に関しては改善していくつもりがあるというように先ほどのお話もありましたので、ぜひともいろいろなニーズに応えられるような形を検討していただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

次です。運行時間の拡大、これ主に夜の時間帯になると思うんですけども、さっきの御宿町地域公共交通計画の利用状況調査によれば、エビアミー号を利用する行き先の6割が御宿駅となっていて、また往復で利用されるという割合は低く、その往復で利用しない理由が利用したい時間帯に運行していないからということが突出して大きい。これは、すなわちエビアミー号で御宿駅まで行って、そこから電車で出かけて、帰宅時間がエビアミー号の終了した時間帯になると。こういう使い方が多いと推測できます。

また、夕方から夜にかけては多くのご家庭が駅にお迎えに来られておられたりして、時間帯によっては駅前が迎えの車で混雑するというような光景も見られます。このような帰宅時間帯への需要というのは多いと思われるのですが、この運行時間の拡大というのは、検討されないでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えします。

エビアミー号の運行は1日8便で運行しており、第1便が午前7時30分、最終便が午後4時

30分となっています。運行時間帯については買物や通院の利用に対応することを基本として設定したものであります。

エビアミー号は土日も運行していることから、運転手の確保において苦慮している状況であり、運転手の高齢化と人材不足という全国的な課題もある中ですが、運行時間の拡大については登録者からの要望もあることから、乗り合い運行の委託事業者と今後協議してまいりたいと考えます。

以上です。

○3番（塩入健次君） これ即答できないかもしれないんですけども、運行時間を拡大するとしたら、費用面ではどれくらいの増加になるかというような概算ではお分かりになりますか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 申し訳ありません。ちょっと分かりません。

○3番（塩入健次君） 次です。同じその調査によれば、ほかにインターネット予約ができるようにというような意見ですとか、予約が面倒、予約が取りにくい、予約の電話がつながりにくく不便といった意見が掲載されております。もし現状の予約前提での運行を続けるのであれば、電話予約のみという現状の方式を改める必要があるのではないかと考えます。

アンケートで収集したそれらの意見を反映し、利便性を改善していくことが必要かと思いますが、乗車予約をスマートフォンから行えるようにするなど、デジタル化や利便性向上の検討をされているか伺います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えします。

町では、インターネットからエビアミー号の位置情報がリアルタイムで分かるシステムを導入し、一定の効果があるものと認識しています。デジタル技術を活用した効率的な運行については、交通事業者と連携を図る中で進めることが重要であると認識していますので、今後検討したいと考えます。その場合、デジタル化についていけない方もいますので、現在の電話予約を残すことを前提にしたいと思います。

以上です。

○3番（塩入健次君） 今、位置情報サービスが一定の効果을上げていているというようなお話がありましたけれども、この資料によれば位置情報サービスを利用したことがあるという方は2割ですよ。ちょっとこれあまり利用効果があると胸張って言えるような数字ではないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） おっしゃるとおり、あまり当時はちょっと浸透していなかったこともあるのかもしれませんが。アンケートは昨年でした。その後もホームページ等で周知をしておりますので、その頃よりは少しはちょっと利用者が増えているのではないかと考えております。

○3番（塩入健次君） ちなみに横芝光町で自動運転バスというのが今運行されているんですけども、そこはスマートフォンのLINE公式アカウントというのをを用いて、そのLINE上で乗車予約やバスの所在地の確認ができたり、運行状況、今日は運休です、システムメンテナンスのために運休ですというような運行状況が発信されたりとか、そういったことが一元的に可能になっています。こういった既存の事例を参考に利用者の利便性の向上を図る努力というものを今後ぜひともお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、小学校の統合に伴うスクールバスの運行についてということでお伺いいたします。

来年3月の布施小学校の閉校に伴い、町内小学校が一つに統合されることから徒歩通学が困難な地区の児童に対してスクールバスが運行されるということが予定されております。この運行形態、また委託形態はどうなる予定かをお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 失礼しました。それでは、小学校統合に伴うスクールバスの運行についてということで、現在状況を申し上げます。

布施小学校の閉校に伴い、令和7年度から上布施区・実谷区の児童を御宿小学校までの送迎が予定されております。現在、布施地区から御宿小学校に通学している児童を含め、20名の送迎を考えております。おんじゅくこども園の通園と小学校の通学を現在と同じ併用運行で運営できるのかの内部協議を現在行っているところでございます。

また、朝夕の送迎時間以外でのスクールバスの活用は園外・校外での活動にも活用しておるところでございます。現在と同じ運営形態で運営できるのか、別の運営形態になるのかはまだ協議中でございますので確定しておりませんが、できるだけ早めに準備を整え、保護者の皆さんにお知らせしたいと思っております。

以上でございます。

○3番（塩入健次君） もう統合が10か月後ほどに迫っておりますので、バス事業者との条件面のいろいろな交渉であったり、先ほどもエビアミー号でありましたけれども、運転手の確保

の問題であったりというものがなかなかクリアできない可能性もございますので、これは急いで決めていく必要があるかと思えます。ぜひともよろしく願います。

逆にまた委託をせずに町が運転手を雇って、町のバスを使って直営で行うというようなことも考えられなくはないかと思えますが、これについてはいかがですか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 以前、やはりバスを直営で運行しているところから現在の委託のほうに変わっているということで、それは当時からやり方で運転手さんの確保とかいろいろやはりありましたので、今の形態になっているんですけども、そこの辺も含めて協議はしたいと思えます。

以上です。

○3番（塩入健次君） 次なんですけれども、このスクールバスですけれども、朝は1便、帰りは学年によって下校時間が異なりますので、午後に最低2便から3便の運行が必要になるかと思えます。これ、この3便ぐらいに並行してエビアミー号も走らせるというのはちょっと効率が悪いんじゃないかと。

これをエビアミー号とスクールバス統合して、定期運行の路線バス方式に変更するというのも一つの案かと思えますが、これについては考えられないでしょうか。特にこれ子どもだけでなく、本当に普通の観光客、その他の利用者も一緒に乗車できると、本当の路線バスのような使い方を想定しております。いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えいたします。

先ほど、教育課長が答弁で、一つは現在と同じようにこども園バスと併用となる可能性があるというお話をされました。また、併用とならない場合も送迎の間、昼間、行事でも使用しますので、それを定期運行路線バスとして使用するの難しいのではないかと。

また、エビアミー号は、転換ということでお答えしますが、コンパクトな町の利点を生かして自宅から町内に設定した共通乗降場所までピンポイントで結ぶデマンド交通であり、効率的な運行ができる地域交通として住民に浸透しており、エビアミー号を定期運行路線バス方式へ転換することは難しいと考えております。

○3番（塩入健次君） 結局、それはあれですか、バスのもう台数が限られているからというようなことでよろしいですか。台数が限られているというのかな。各種の用途によって町内をいろんなバスが何台も並行して走るようなことになるのは、何かちょっともったいないなとい

うふうな思いで伺っているんですけれども。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） 朝夕の送迎の間、昼間バスが空いてしまうのもったいないということだと思うんですけれども、それについては先ほどその間使うこともあるという話をさせていただきました。また、そもそもエビアミー号を定期運行路線バス方式に変える予定がないということでございます。

○3番（塩入健次君） ということは、先ほどの利用状況調査にあった、予約がなく利用できるようにしてほしいとか、こういう利用者の意見は取り入れないということでしょうか。町長でも構いません。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この内容のご質問について伺いましたけれども、路線バス方式あるいはデマンド方式、先ほど埋田課長も申し上げておりましたけれども、比較検討の上、現在このようになっております。一般的というか客観的にいって、やっぱりメリット・デメリットは双方あると思うんですけれども、なかなか両者を並行して台数的に進めることはちょっと今現状では厳しいのかなと思っております。そういう中で、現在の考え方としては、現在のデマンド方式を継続しつつ、改善できることは改善させていただくという方向で考えております。

○3番（塩入健次君） 承知いたしました。

それでは、最後のほう、将来的な公共交通の在り方ということで伺います。

先ほどからお話に出ておりますけれども、運転手不足ということの解決策として、自動運転バスの実証実験が各地で行われております。先ほど、私の話に出しました横芝光町の自動運転バスもちょっと私実際に行って、乗ってまいりました。これ、現状ではレベル2と言われる人間の運転手による補助付きの運行になっています。もう既に病院やスーパーへの買物のために定期的に利用されている方がいらっしゃるというお話を運転手さんからも伺いました。

この自動運転バスなんですけれども、歩道のない道路で路肩に歩行者がいたり、交差点での右折時に対向車が途切れたところでうまく曲がるとか、もしくは対向車が道を譲って止まってくれたというような場合には、どうしてもその判断が自動ではできなくて、その部分を運転手が手動で行うというような運用をされておりました。

これ御宿町においては、特にJRの線路より山側の御宿台から布施、高山田を回るルートにおいては交通量や道路状況など、条件的には自動運転のバスが運行するには非常に適しているのではないかとこのように印象を受けました。したがって、実用的なレベルになるにはま

だなかなか時間がかかることは承知しておりますが、できるだけ早い町内への導入に向けて、開発企業や国土交通省など、実証実験誘致の働きかけなどをすることは考えられないかと思えます。

また、この県内の高齢化率ナンバーワンという状況でしたり、御宿町の知名度、海と山の環境など、開発企業にとっても御宿町の導入というのはPR効果が高く、本気で誘致を望めば、手を挙げてくれる企業が現れる可能性は高いかと思えます。検討される価値はあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えします。

自動運転は人手不足など、地域公共交通が直面する課題に対応する手段の一つとして期待されているものです。国は、自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスの構築を目指し、地域づくりの一環として自動運転化に伴う経費に対する補助制度を設けており、昨年度は県内では横芝光町が交付決定を受けて実証調査運行を開始しています。

応募主体は自治体ですが、将来的に特定条件下における完全自動運転であるレベル4の自動運転技術を提供することが見込まれる事業者が参画すること、経営面、技術面、社会的受容性などの観点から見て、先進的な取組が期待されるものが採択の基準になります。自動運転バスの実用的なレベルでの運用には相当の時間を要するものと考えていますが、高齢化の進展や運転手不足などの課題を見据えた新たな対応が注目されている中、地域に合った移動手段の確保に向けた先進事例等を収集し、持続可能な公共交通の実現に向けて研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（塩入健次君） ちょっと答弁が抽象的過ぎて、よく分からないところがあるんですけども、今すぐにどうこうするというつもりはないという、簡潔に言えばそういうことでよろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（埋田禎久君） お答えします。

せんだって通告がありましてから、横芝光町に電話して聞いてみましたところ、令和5年度の事業費は1億6,000万円で、財源としては国補助が1億1,000万円、残り5,000万円は主に成田国際空港周辺対策交付金を充てたということでございました。本年度、令和6年度以降も毎年度数千万円程度を町で手当するというところでございます。

このように町負担が多額となることから、御宿町が横芝光町で活用している補助金に応募することは難しいですが、今後はもっと有利な補助等がないか、国等の動向を注視するとともに、横芝光町をはじめ先進事例を収集し、持続可能な公共交通について研究していきたいと考えますので、塩入議員さんにも今後ともご協力をお願いできればと思います。

以上です。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、今後高齢者の免許の返納であるとかそういう事例が増加することが予想されております。町内の公共交通の将来像について、町長がどのようにお考えになられているか伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 高齢化社会が進展する中、公共交通の将来像についてどのように考えるかというご質問でございます。

先日、高齢者の皆様の免許証の返納についていすみ警察署にお伺いしてみましたら、当町におきましては令和5年1月から12月までで32名いらっしゃったという情報をお伺いいたしました。ご質問に対する答弁といたしましては、これまでの答弁を踏襲する形でございますが、地域公共交通の使命は、地域住民の皆様が日常生活や社会生活において移動しやすくなるような状態を確保することであると認識しております。デマンドバスについて、他の市町村の事例等よく研究しながら、乗車に際してのサービスなども含めて検討していきたいと考えております。

○3番（塩入健次君） もうちょっと具体的な何かビジョンというものは伺えないでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げましたように、なかなか状況を見たときに施設自体の、例えば台数の拡充とか、なかなか即、はい、できますよということの状況にはないと思いますので、やはり現実をしっかりと点検しつつ、より多くの利用者の方々のご意見を伺いながら対応していきたいと思います。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。町内の公共交通の見直しというのは、私の議員立候補時の公約の一つでもありますので、今後とも改善に向けた議論を積み重ねてまいりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（滝口一浩君） 以上で、3番、塩入健次議員の一般質問を終わります。

◇ 土 井 茂 夫 君

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君、登壇の上、ご質問願います。

（5番 土井茂夫君 登壇）

○5番（土井茂夫君） 議長に許しを得ていますので、一般質問をさせていただきます。

初めに、先に配付されました御宿町地域防災計画、以後本計画と呼ぶ、を拝読しまして、私から気づいた点について執行部の考えをお聞き願います。なお、今回はこの本計画の総則及び地震・津波編です。それ以外は次回以降に質問しようと思います。

まず、1として、本計画は毎年検討を加え、御宿町防災会議において修正していったらどうかとそうように私は思っております。そして、御宿町の防災会議の目的とメンバー、そして専門家、女性のこの防災会議に出ている人数をどのような構成で行われているのか、まずはこの点につきまして質問します。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず、通告に従いまして、ただいま議員のほうからご質問いただきました防災会議の目的とメンバー等でございますが、議員ご指摘のとおり、こちらの防災計画につきましては、常に現状の把握と課題の整理を行いながら、有事の際に行政サイド、いわゆる災害対策本部がそれぞれの役割を理解し、しっかりと機能するよう連絡体制や行動指針等について体系化されていることが重要であると考えます。

防災計画等についてしっかりと毎年度検討を加えたらどうかという議員のご提言、ご助言でございますが、確かに防災の避難の基準ですとかそうしたのも年々変わることもございます。先進地等におきましては、防災会議を次の策定のときまで開かないということではなく、小規模な変更がある都度、書面会議を開催したり、必要に応じて会議の開催をしているような経過もございます。

ご意見をいただきまして、御宿町といたしましてもこうした体系化等についてしっかりと内部で把握をしていくことが重要だと認識をしておりますので、今後国・県の指針の変更ですとか、対応策の変更等についてはしっかりと注意をしながら、定期的な管理を行っていきたいと考えております。

また、会議のメンバーにつきましては、県の職員ですとか、警察、消防関係者、町職員、さらには東京電力、JR東日本など、指定公共機関などの職員で町長が任命するものとなっております。防災会議のルール、規則で申し上げますと20名以内ということになっておりますが、このたび策定をさせていただいた際の任命の委員の数は18名でございます。うち女性の人数、

占める割合でございますが、2名の方にご協力をいただきました。

具体的に女性の方が委員になっていただいているのは、夷隅健康福祉センター、いわゆる保健所の所長さんが女性の方です。また、東日本電信電話株式会社、いわゆるNTTのほうで女性の方が所長さんでいらっしゃいまして、2名の方にご参加をいただいたところでございます。

また、専門家の防災会議への参加ということでございますが、いわゆる消防、警察はじめ、東京電力ですとか、NTTなどお集まりの方、かなりほとんどの方が専門的分野からお集まりをいただいておりますので、そうした中で十分な議論がされているものと認識をしております。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。今、18名中2名の女性と。少なくとも半数ぐらいの人が女性であるほうがよりいい計画が立つということを言われています。それは、やっぱり男性では分からないことが細かく分かってきて、これが防災に役立つと。私は、それは確信しております。ですから、この件は半数と言わないでも半数近くを参加させたらよりいい計画が立つんじゃないかなと。

そして、専門家なんですけれども、専門家は誰も呼んでいないと。いわゆる事業者ですね。実際に携わっている方を参加させているよと。私もせんだってちょっとそういう、会議ではなくて講演を聞いたんですけれども、やっぱり専門家は専門家に第三者的にというか、物事の見方、それをなさっている方なものですから、ほかに見る目がいろいろ偏っちゃうかもしれないけれども、そういう偏らない方を見てもらうと、よりいい計画が立つんじゃないか。

私は、よりいい計画とわざわざ言うのは、これは町民の命に関わる計画なんです。だてな計画じゃないんですね。それは、この計画によって失敗したよなんという、それは誰も言わないとは思いますが、そう言われかねないと。その中でそういう形を、こういう方をお呼びしながら決めていっていますということであるならば、少なくとも私は致し方なかったよねというような形に持っていければよろしいかなとそんな思いです。

この件については、以上です。

2として、本町でも物資緊急輸送、情報の収集伝達に関する協定をしていると思うんですけれども、ここの議会で具体的にこういう、こういう、こういうところと結んでいますよと。やっぱり、冷静にまた考えたら、その先こういう協定も結んでいるといいですよという宣言もある面ですと、必ずやそういうところが手を挙げてくれるんじゃないかなと思うんです。

私も新聞紙上を見ると、なかなかそういう協定を結んだということがあまり御宿町が出てい

ないものですから。すごく不安に思っているんです、正直。でも、実際にはどこかで協定を結んでやっているんじゃないかなということで、今回お聞きした次第です。こういうことで具体的にどこの民間団体とその協定を結んでいるのか。今後必要とされる団体はどういう団体なのかに絞りまして、お話ししていただければありがたいんですけれども。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず、物資等の協定の状況でございますが、現在町におきましては県内の全市町村宿泊施設、飲料水メーカー、その他宅配会社など、33の項目、項目で申し上げますと33の項目にわたり協定を結んでおります。

今後につきましては、災害時の物資供給の充実を図るため、ホームセンターやドラッグストアなどの協定の締結を進めてまいりたいと考えております。また、先ほど来、他の議員さんからも一般質問等を通じましてご提言をいただいているところですが、日々技術の進歩によりましてドローンですとか、そうした技術を活用した上での災害対策ということも重要になっております。そうしたところとの協定等の締結に向けても取り組んでまいりたいというふうに考えます。

ただいま、土井議員さんのほうから具体的にどんなところとやっているのかというようなところでございますが、例えば緊急時における受入れ協定ということで、ホテルのほうとの協定ですとか、またコカ・コーラさんとかそういうところを中心とした飲料メーカーさんとの協定、また災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定ということで、民間企業さんとも協定を結ばせていただいております。そのほか、NTTですとか、東電さん、さらには歯科医師会ですとか、医師会などを含めましてかなり多くの団体と様々な分野において協定のほうを締結させていただいている状況です。

なお、先ほどご指摘のございました新聞等において、土井議員さんのほうなかなか御宿町の状況を確認できないというような状況もございました。やはり、協定を結んでいる状況等については、町民の方もやっているのが分かれば一つの安心にもつながってくると思いますので、今後はそうした周知、広報等についても気をつけて取り組んでいければと考えております。

以上です。

○5番（土井茂夫君） そういう形で分かりましたので、少しは安心しました。今後もそういうことで町民のためになる、災害のときにこういう民間団体と限りなく結んでいってもらえればありがたいなど、こういうふうに思います。

次に、自助、共助、公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図る。高齢者3,572名、

高齢化率50%、50何%だったと思うんですけれども、我が町で防災力の向上にどのような仕組みで立ち向かうのか。高齢化率がやっぱり50%ということは、実際に災害が起こったときに動いてくれる方が限られてきちゃうわけですね。そうした中で、これを、復興を進めていく上ではかなり大変かなと思うんですけれども、でも今こういう形で、今の状態の中でこの復興をしていくのには、容易じゃないけれども、どのように町はその復興を描いているのか。その辺をお聞かせ願いたいわけです。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいま議員のほうからご指摘のありましたように、高齢化率の高い御宿町においては、災害時には自助、共助、公助のそれぞれの備えはもとより、その連携が不可欠になってくるものと承知をしております。

どのような形でこういう町の高齢化等の現況を踏まえた中で、どういうふうについて起こるか分からない災害に対して対策を取るのかというご指摘でございますが、なかなかこうしたら万全だというお答えをするのはなかなか難しいんですが、やはり行政だけではどうしようもなく、各地域の行政区、さらにはその行政区で組織をしていただいております自主防災組織、さらには消防団、また地元の駐在、警察官等の協力をいただきながら地域の安全対策に努めていく必要があると思います。

そのためには、自主防災組織をつくれればいいということではなく、日頃の定期的な自主防災組織に向けた訓練の実施ですとか、区長会等を通じて各行政区との定期的な連携の強化、対応、さらには福祉施設、また医療機関等との連携、協力等を密に行いながら、日頃細かな訓練や意見交換、また理解を深めていく継続した取組が重要になってくるものと考えております。

○5番（土井茂夫君） 私が、ここで少し提言なんて大それたものじゃないんですけれども、案ですけれども、やっぱり65歳の高齢者が半数も占めて、今後も増えると予想されているわけです。そうした中で、消防と同じなんですけれども、ちょっと若干その内容は違うんですけれども、防災を担う人が減少する中、65歳以上でも健康な方が多く見受けられます。一つの目安として、80歳以下で健康の方にも担ってもらうことが必要ではないかとそのように考えるんですが、私だけの案ですから、今後どうするかは別にどうでもいいですから、考えておく必要があるんじゃないかなとそのように思います。

続きまして、4の独り暮らしの高齢者、障害のある方、妊産婦、外国人などの避難行動要支援者は、災害による被害を多く受ける傾向にあります。避難行動支援者の育成に力を尽くしてほしい。これについては、単に自主防災会にやってもらうといっても、何らかの行政の手助け

というか、そういうものが私は必要だと思うんですよ。そうした意味でも、一人でも多くの方が命を失わないようなことが、ある面ではここにかかっていると思うんですね。ですから、それを考慮にいただいて、この人たち、いわゆる避難行動要支援者を救うように自主防災会のほうにいろいろ町から支援してもらいたいなどそのように考えております。

町には、独り暮らしの高齢者が結構いらっしゃるんですよ。今日もちよっと保健福祉課のほうにも聞いてきたんですけども、500名近くの方が、こういう形で弱者がいるわけですよ。その辺も今後充分に考慮して、この御宿町地域防災計画、より一層実効性のあるものに変えていってもらいたいなどそのように思う次第です。

次にまいります。

被害想定を東京湾北部地震マグニチュード7.3を想定していると、30年以内に発生する確率は低いそうです。ただ、発生した場合は震災廃棄物が1万3,000トン余りが排出されると。この震災廃棄物処理は、御宿町の焼却量ではとても処理し切れない状態だとは思いますが。これからの大量の廃棄物をどのように処理していくのか。それをお聞かせ願います。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 全町公園課から、御宿町における震災廃棄物の処理方法についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、処理の方法でございますが、発生いたしました災害廃棄物につきましては、仮置場を決め、分別を行いながら集積を行うこととなります。一次仮置場につきましては、搬出入口や受付の設置、敷地内の通路の確保、品目ごとの置場の設定、これに従事する職員等の確保などを行ってから住民への周知を図っていきます。また、集積されました災害廃棄物の再分別や中間処理を行う二次仮置場を設け、災害廃棄物の処理にあたります。分別や再生利用等により減量化した後、焼却可能なものについて町の焼却施設で適正処理することとなります。

また、町が処理することが困難な場合は、平成9年7月に締結しました災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定に基づき、千葉県や他の市町村等に応援を要請することとなります。また、建物の解体に伴う瓦礫等の大量発生が予想される場合は、千葉県が平成15年9月に社団法人千葉県産業廃棄物協会や千葉県解体工事業協同組合と締結しました災害時の協定を活用しまして、県を通じ民間事業者の協力を求め処理していくこととなります。

以上です。

○5番（土井茂夫君） そういうことで、かなり異常時のときだとは思いますが。そして、私はあらかじめ一次仮置場をどこにするのか。住民にとってみればいろんな形で、臭いとかいろん

な形で、ガスが出るだとか何かいろんなことが考えられまして、都市計画、ここも立てているわけですから、そういう置場までもある面で事前に指定しておくトラブルが少ないんじゃないかなと思うわけです。

ご存知のように御宿町あれだけなので、これだけの処理ができるということは、生活から排出されるそういうごみも一緒になるかと思うんですけども、それがやっぱりプラスされるとかなり厳しいんじゃないかなと思われるんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 一次仮置場につきましては、災害の状況、そのときの道路の状況によりまして使える場所等がございますので、ある程度の広い面積については把握をしてございますけれども、今のところ特定していないと。土井議員さんがおっしゃられる事前にというところについてはもっともなところがございますので、早めの設定、検討をしていきたいと思えます。

それから、生活の発生するごみにつきましては、道路の状況等を見まして、改めて大通りを設定して皆さんから収集するのか、収集業者の手配がどうかというようなところを調整してから、住民の皆様にお伝えをしたいと思います。

また、焼却場での処理につきましては、今処理のほうは3トンから5トンほど、この災害、日当たり3トンから5トン程度処理に余力を残しております。また、この災害時の対応余力ということで承知しておりますけれども、この中で処理していきたいと思っております。

以上です。

○5番（土井茂夫君） そうしますと、1万3,365トンというのは、1の位まで出ているんですけども、何日かかるんですか、これ。5で割ると幾らですか。これは、もう1年か2年どころじゃないな。すごい単純に言っても、4,000日かかるわけですよ。4,000日かかるということは10年かかるってことですよ。これは、もういたたまれないんじゃないかな、町民は。

だから、それがうちのほうの能力であれば、ただそれに対する何か代替というか、先ほどの総務課長が話したように民間団体とか何かと締結を結んで、そのときはやむを得ないことですから、そういうことで早く処理して普通の生活に戻るような形にすべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 失礼いたしました。震災の大量発生につきましては、やはり今のキャパの中では処理する期間がかかってしまうということで、協定に基づきまして千葉県

の協力要請を得まして、早急に処理できるようなことで調整を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 災害時のごみにつきましては、ただいま全町公園課長のほうからもお答えしたとおりでございますが、先ほど私のほうでお答えをいたしました協定で申し上げますと、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定の廃棄物の処理に係る細目協定におきまして、その災害の規模にもよると思いますが、県内全市町村、それぞれ相互間に、県レベルで助け合う形の規模のものについては、県内全市町村間での協定締結が進んでおります。

また、小規模な災害等の場合に、例えば御宿町の清掃センターだけとか、勝浦市さんの清掃センターだけなど、そういう箇所的な、ポイント的な部分での災害が発生した場合につきましては、夷隅郡市内の市町村間においてそれぞれ相互協力をするというような協定が二重で締結をされているような状況でございます。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。そのようにお互いが協力し合って、事が事なだけなので、協力し合って事を進めていくこと。そういうことで、私はそういうことであるなら納得したいなと思います。

続きまして、現在の津波ハザードマップと本計画の地震想定は齟齬しているが、今後改定する予定があるのですかということですね。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 議員ご指摘のとおり、津波ハザードマップと地域防災計画における地震想定では、今の段階においては異なった想定でのシミュレーションがされているのが実情でございます。津波ハザードマップを策定した段階のシミュレーションにつきましては、元禄地震を想定した津波ハザードマップになっておりまして、最大津波高が10.8メートルの津波が起きた場合のシミュレーションになっております。

今回の地域防災計画のシミュレーションにおきましては、そこから今までは千葉県内全体的に、元禄地震を津波の災害の際には基準として参考値として用いておりましたが、今回千葉県防災計画等においても、津波のシミュレーションにおきましては房総半島東方沖日本海溝沿い地震ということで、それを想定した場合の防災計画が千葉県においても策定をされました。そうしたことから、御宿町の防災計画におきましても房総半島東方沖日本海溝沿い地震を津波

高の想定としてシミュレーションをかけており、結果といたしましては、最大津波高8.2メートルということでのシミュレーションになっております。

そうしたことから、町民の方に日頃に備えるための浸水区域等をお示しするハザードマップについては、10.8メートルのシミュレーションということで、今回シミュレーションで出しております8.2メートルよりも少し広範囲が浸水区域になるということで、今回の地域防災計画を包括する形でのハザードマップになっておりますので、今後作り直す、見直すことは考えているかというご指摘でございますが、結論から申し上げますと次のハザードマップを印刷し直す段階においては作り直しを考えております。

今現在、津波ハザードマップと土砂災害のハザードマップが、2つハザードマップが分かれている状況になっております。現在、千葉県におきまして、土砂災害警戒区域の調査をより詳細に行っていただいております、現在調査が進んでおり、令和7年度で完了する予定になっております。そちらの調査結果を待って、次につくるハザードマップは2つのハザードマップを見なくても大丈夫なように、土砂災害警戒区域のハザードマップと津波が発生した場合の浸水想定区域の津波ハザードマップを一つの地図上に、住民の方が1個の地図を見て両方判断できるような2つを集約した形でのハザード版マップの作り替えについて検討しております。

具体的には、令和7年度で調査が終了しますので、早ければ令和8年度に改定できればというふうに考えております。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。

津波ハザードマップの中で浸水深さがこのハザードマップということで。このシミュレーションそのものは、過去のこの房総半島沿岸が多大な被害が出たということで、特にこの元禄の地震が大きかったという形でこれシミュレーションやっていますから、多分津波についてはこれでも遜色ないのかなとは思っています。ただ、こちらの今回新しくできたやつは、東京湾という形が出ているから、いささか違和感を感じるんですけども、それで分かりました。

じゃ、次に液状化対策。御宿町もこの液状化対策ということで、この地震ハザードマップマップに載っているわけです。液状化危険度マップというのが載っています。ほかに揺れやすさマップ、それともう一つで三つどもえでやって、もう一つ載っているわけですけども、この液状化についてわざわざ何で言いたいかというと、東日本大震災時、あれは2011年3月11日ですけれども、横揺れがすごく大きかったんですね。

御宿町は、こんな横揺れでも液状被害をその後聞いていないんですよ。そして、私は液状化

の条件がそろっていないと思われるわけです。ところが、東京湾岸沿いの浦安から木更津のこの埋立地ですね。あそこは軒並み液状化が起こって、かなり被害が出たわけです。みすみすあそこが起こるということを考えられるところがもともとありました。でも、我が御宿町はそういうことで、その液状化の被害がなかったんですね。

それで、先ほど私がこうした御宿町はこういう液状化があるよということが書かれているにもかかわらず、実際には起きなかったんですよ、これ。大体網代湾のあその砂浜から高山田のほうにおける、いわゆる扇状地ですね。あと、実谷の向こうの山あいの谷沿いが液状化に色塗りされているわけですが、あれだけの大きな地震でもあってもこの液状化が起きなかったということは、過去においてもこの液状化の被害があったわけじゃないし、強いてこのように安全策を取って、可能性があるんだったらいいんですよ。

可能性がないにもかかわらず、こういうマップをつくって、皆さんにある面では恐怖に思っている方もいらっしゃるかもしれません。地元の言う人は、あんなのはもうあれだよ、なるわけねえよというような、たかをくくっている人もいます。

ということで本当にこれが起こる地盤なのかどうかを調査して、駄目だったら駄目で、液状化が起こるよという専門家の判断であればこのままどおりでいいと思います。でなければ、ここを削除しても私はいいいんじゃないかなと。その上で土質調査をして、要するにただ私の言葉だけじゃなくて科学的に分析した上で、それでいいか悪いかを判断してもらって、なるべく私が思うには、防災をなるべく減らしていくというか、ないものはない。あるものに力を入れていくということですね。そんなことを、強弱をつくっていったほうが、この先のためにも私はよろしいんじゃないかなという思いで、どうでしょうかということで、ごめんなさい。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 土井議員さん、ただいまご発言のとおり、御宿町におきましてはハザードマップで一旦液状化のリスク等についてお示しをさせていただいておりますが、御宿町全体としては一般的にはあまり液状化が起きづらいというような状況でシミュレーションの結果が出ております。

しかしながら、まず今現在の液状化の状況につきましては、その後ハザードマップをつくったところから、どんどんこの防災対策については、千葉県が全体として少し力を入れて調査が進んでおり、現在千葉県のホームページにおいて千葉県全域の地震被害想定ということで、様々なシミュレーション結果が掲載をさせていただいております。

その中で御宿町、いわゆる御宿町のエリア内についても御宿町を選べますと、当然そこでシ

ミュレーションしていただいているわけですが、県のホームページの中で、内容といたしましてはあなたが住んでいる地域のリスクを知るといった項目がございます。その項目において、揺れやすさ、それから液状化しやすさ、地形から見たリスク、津波浸水予測図というものが掲載をされております。

そうしたことから、御宿町においても県のほうでこの土質調査のほうの結果をホームページのほうに載せていただいているんですが、御宿町における液状化のリスクについては、具体的にホームページで震度5弱、震度5強、震度6弱、それぞれ首都直下型ですとか、超巨大地震とか、その地震のスタイルによって液状化のリスクが、それぞれシミュレーション結果がマップ上に掲載をされます。

その中で震度5弱ですとか震度5強の段階ですと、御宿町についてはほぼほぼ液状化の可能性が極めて少ないというようなシミュレーション結果が出ますが、震度6強、大規模震災時の震度6強の揺れが発生した場合には、二級河川清水川周辺に対して液状化のリスクが非常に高い。地図の色で申し上げますと、非常に高いのが赤の最高グレードなんですが、二級河川周辺において液状化のリスクが非常に高いというようなシミュレーション結果が出ております。

繰り返しになりますが、震度5レベルの段階ですと御宿町においてはあまり液状化がしづらいというシミュレーション結果ですが、6強になりますと、清水川周辺を中心に液状化のリスクが非常に高い、最高グレードの赤色の塗ってある箇所が清水川沿いに一定程度見受けられるようなところが確認できます。

こうしたことにつきまして、先ほどもご指摘ございましたが、住民の方により分かりやすくこうした情報が提供できるよう、広報紙またはホームページ等においてもリンクを張ったりですとか、定期的に広報等でもこうしたところを確認をしてくださいというような内容について改めて周知に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） それであるならば、清水川周辺は液状化しますよという表示にして、その他はなしにしちゃえばいいじゃないですか。余分な思いというか手間というか、そういうのを減らすことができますので、より清水川周辺のところは注意して、震災時は歩いたりなんかするんじゃないかなと思うんですよ。

ちなみに、なぜ東京湾が液状化になったか。それは液状化のやっぱり条件というのが言われているんですよ。粒子が単粒度で水位が高い。そういう条件が液状化になりやすいと言われて

いるんです。ただ、それは湾岸沿いのいわゆる東京湾の砂をしゅんせつして、それで埋立てしましたからそういう現象が起こっているんだなど。実際、試験しても起こっているんですよ。だから、一つの執行部側というか災害対策本部側にしてみれば、これこれこういうことをやって大丈夫でしたという場所を裏づけとして、土質試験をやったらいいんじゃないかなと思います。

以上、このことはこれぐらいで。

次に、第7番目として、東日本大震災後、国の補助で御宿中、御宿小、布施小、旧岩小に井戸を掘ったわけですね。これにつきましては井戸が多分国からの何か要望というか何か必要なものは何かあるのかというような話があったみたいで、私は真っ先に井戸を掘ることだなど。ないところは掘るべきだなど。これはほとんどが避難所になっているんですよ、小中学校の。

ですから、この水がいかに避難者に対して重要な食物というか水分ですよ、水ですよ。ということ、私自身も重要性を東北大震災のときに実際現地に行って、その住民の方に教えてもらってきたわけですから、やっぱり、これをやっておかないと、いざ災害に遭ったときに困るものだと。ライフラインの水道は当然遮断されて、能登半島地震で復旧に4年間かかるよ。そんな遠大なことを言われていますので、その間の被災に遭ったときのしのいでいくにはまずもって水だなどと思いました。

それで、当時の総務課のほうがこれ認めてくれまして掘ったわけですけども、私もどうもこの井戸が気になっていまして、小中学校に行くたびに、井戸はどこだったかねなんて聞いて、そしてどういうことになっているのといったら、意外と分かっているようで分かんないんですね。すごくそれが残念でなく、本当にこの井戸を守っていくには日頃の利用等、日頃の利用という使わないで今上水道使いますから、なかなかそういうことはあり得ないんだと思いますけれども、少なくとも維持管理はどうなっているのか、その辺お聞かせ願えれば。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 防災井戸についての維持管理を含めた議員からご質問でございますが、現在町内には5か所の防災井戸がございます。具体的には布施小学校、それから旧岩和田小学校、そして御宿中学校、それから旧御宿高校、そしてB&Gの5か所に防災井戸がございます。そのうちの4か所につきましては水が出る状態となっておりますが、御宿中学校の防災井戸については結論から申しますと、今現在は水がれの状態になっていて水が出ない状況となっております。

維持管理の状況でございますが、恥ずかしながら、以前議会のほうで委員会で総務教育民生

常任委員会視察の際に御宿中学校など、学校のほうを訪問していただいた際に、やはり議会のほうからその防災井戸についてはご指摘をいただいた経過がございます。それまで十分な点検等ができていなかったという反省を議会の場でお話をさせていただきましたが、それ以降定期的な点検を行っており、一番最近では4月の末に点検を行いました。

その段階におきましては、御宿中学校が水がれの状態になっており、井戸の関係の業者さんのほうにご相談をさせていただきましたが、基本的には場所の変更等をしないところの場所では水が出ないのではないかというような回答をいただいております。

ただいま議員のほうからもご指摘ありましたように、能登半島地震を受けての復旧には4年がかかると。今回、水道についてもやはり部材の調達等が能登の災害の影響で遅れていると、そういった状況もございます。そうしたことを踏まえましても、この水というものの確保というのがやはり非常に重要になってくると思いますので、現在御宿中学校のところの井戸が出ない状況ですから、業者さんと速やかに相談をしながら何らかの対策を講じてまいりたいと考えております。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。

私はなぜそういうことが起こるのかなと思うに、自分の自宅に井戸があれば自分で管理はしやすいんですよ。私、この件につきましては、管理は水防本部ですか、ということなんですけれども、これは教育委員会にお願いして、日々教育委員会の学校は見えるわけですから、そっちの方向で考えてもよろしいんだと思いますよ。

やっぱり、小さな縦社会というところを横のつながりでやっていただいたほうがいいこともいっぱいあるし、事これに関してはそういうことだよなと思って、今後総務課と教育委員会のほうで話し合ってもらいたいなど。私は第三者の立場ですから、何とでも言えるのかもしれないですけども、そう思った次第です。

次にいきます。

8番としまして、以前台風の強風被害で倒木による電線切断によって停電被害を広範囲にもたらしました。御宿はそう大々的にということでもなかったとは思いますが、それにしてもまさかこういふことで電気が止まってしまうのかなと思った次第で、これについて、やっぱり予防というか事前にそういうおそれがあるものについては、木を伐採して、それを防ぐということをその後もしたと思うんですけども、これは町は倒木処理をして、ほとんどやり尽くしたよというような考えなのか。いや、まだこれやっていかなきゃいけないんだよという

こともあるでしょうけれども、その現状についてお話を聞ければと。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 倒木等による停電等の被害ということで、この対策についてということでございますが、通常の日常の中で電線等に枝がかかっているようなものについては、なかなかこちらで自主的にできませんので、東電さんとの協定によりご連絡をさせていただきますと、東電さんのほうで速やかにこれまでも対応をしていただいているものと認識をしております。

一旦は危険箇所等につきましては、基本的な対策は済ませておりますが、ただ土井議員さんご指摘のとおり、木というのもやはりシーズンの、例えば冬場で大丈夫であっても、また暖かいシーズンになりますと急に枝が伸びてきて、去年やってもまた次から次に枝が伸びてくるというような状況というのは、毎年のように継続して発生してまいります。そうしたことについては、つい最近も布施小学校の近くにおいて道路管理者としてやはり通行の危険があるということで、建設水道課のほうにも対応をしていただきました。

電線に係るものについては東京電力でないとできないんですが、日頃から行政として管理すべき場所、また土地の所有者に管理をお願いをするところ、また電線等に係るものについては東電のほうに依頼をするなど、継続した取組を進めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） 同じことを同じように轍を踏まないように、町民のために実施してもらいたいと、このように考える次第です。

9として、復興本部の副部長は現在空席にもかかわらず、別の人名を充てるべきではないかなと思うんですけれども、いつ災害って起こるか分からないですから、あらかじめはっきりと決めておいたほうがいいんじゃないかなということでどうですか、お答え願いますか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ご指摘のほうありがとうございます。土井議員さんご指摘のように、復興本部の副本部長につきましては、副町長が当たるということになっております。そうした中で、今ご指摘のとおり副町長不在ですので副本部長が空き席になっているというような状況です。

災害対策の災害対策本部といたしましては、本部長が町長、副本部長が副町長及び教育長ということで本部長が各課長になっております。議員ご指摘のとおり、復興本部、いわゆる発災後の復興の段階になったときの本部につきましては、副本部長が副町長、教育長さんにつつま

しては当然復興の段階ですので、教育施設等もございますから本部員の一員として各課長と同じような位置づけで組織立てがなっております。

しかしながら、災害対策本部同様に本部長等に事故があった場合の、いわゆる対応ができない場合の権限の順位というものが指定されておまして、町長が指示ができない状況にあるときには教育長さん、また教育長が指示ができないときには総務課長の職にある者が当たるといような順位が決められております。そうした中の運用の中において、復興本部についても運用を図っていければというふうに考えております。

以上になります。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。

最後に、私、最近講演で聞いた専門家によると、昨今の災害の多くは人災で、携帯電話しかり、公共交通機関の発達しかりと、枚挙にいとまがないと発言しています。また、寺田寅彦先生の言葉で「天災は忘れた頃にやってくる」という警句を教訓に、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、5番、土井茂夫君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 3時09分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君、登壇の上、質問願います。

（8番 石井芳清君 登壇）

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。通告に従いまして、質問をいたします。

本日は、町長の政治姿勢について。1点目、計画的な町づくりについて、2点目、子どもの権利条約と子育て環境について、3点目、御宿小学校の更新計画について、4点目、御宿駅エレベーター設置整備事業等について、順次質問いたします。

まず、計画的な町づくりについてお伺いをいたします。

公共施設等総合管理計画、29年3月の時点、それから4月12日改定ということで、今日2冊持ってまいりました。計画の目的及び策定や改定費用、推進会議について伺います。また、先

般たしか4月19日のプール等の議案等における臨時議会での質疑にもあったわけでありますが、この推進会議を実施してこなかったというふうな答弁をいただいたわけでありますが、その理由と責任の所在について伺いをいたします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、計画的な町づくりについてということで、公共施設等総合管理計画でございますが、まず目的といたしましては、将来に向け住民が真に必要とする施設を無理なく長期的に更新・運営するため、保有する公共施設の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うとともに、財政負担を軽減、平準化し、公共施設の適正かつ効率的な運営を図るために策定するものでございます。

目的については以上になりますが、改定費用につきましては、最初に平成29年3月に策定をいたしました費用につきましては307万8,000円、約300万円でございます。今回の新しい改定版につきましては462万円ということで、最初につくったものと改定版、合わせまして約760万円の予算の支出をしてございます。

また、推進会議を実施してこなかった理由と責任の所在についてということでございますが、推進会議につきましては各施設の所管課が連携しながら本計画に関する情報提供を行うとともに、資料収集、意見聴取を実施することで推進を図るものとして、公共施設等総合管理計画に位置づけられており、計画管理、取組体制として重要であると考えております。本計画の所管課である総務課が責任を持って計画の進捗管理を行うこととなります。

これまで推進会議ということで、改めての開催はしておりませんが、課長会議等においては公共施設の除却や整備、更新の優先度等について定期的な議論は重ねてまいりました。しかしながら、先般の議会のほうにおきましても、これまで推進会議ということを実施してこなかったことについていわゆるご指摘を受け、反省はしているところでございます。

今後につきましては、計画の実効性を担保する上でも推進会議の計画的な運営を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

○8番（石井芳清君） 責任の所在について伺っているわけですが、町長、先ほど、本日前段者の答弁において執行権を強調されておりました。町長は、総合計画並びに各種計画、また議会の審議状況、一言一句について正確に把握をされ、執行されているというふうに理解をしております。この計画の責任者、これ総務課で編さんされておりますが、町の執行権者、最高の責任者というのはどなたなんですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、内容については、総務課長が述べたとおりでございますので、全てを見ているのは私でございますから、推進会議を実質的にしなかったと。しかしながら、課長会議等、いろんな内実的な実際の面ではいろいろと協議を行ってきた経緯がございます。そういうことで、全ては私が見ますから、責任がどこにあるんだというのは私にあります。今後とも充分留意して、しっかりと行っていきたいと思います。

○8番（石井芳清君） 責任は町長におありだとお認めになったわけではありますが、この公共施設等総合管理計画改定版の50ページ、ここに第7章、計画推進に向けた取組、フォローアップの推進方針について、これは先ほど総務課長から答弁いただいた内容だと思います。第2節、町民ニーズの把握と町民への情報提供、公共施設等の総合管理は税等の財源の最適配分に関する事項であり、町民に正確な情報を伝え、町民ニーズに沿って実行していく必要がありますと書かれていますよね。

この間、様々な議案、政策が議会で協議、また本会議に提案をされたわけではありますが、そうしたものの優先順位、必要度、このフォローアップ推進方針については、ちょっと読みますね。計画の進行管理の流れ、取組状況の把握、課題の整理、改善方針の決定、次年度の取組と書いてあるんですね。これは、時系列的にはきちんと毎年こういうものをして、予算、決算もあるんだと思いますが、次年度以降の予算計画等の調整を図るということだと思えますね。

こういうことをきちんとやって、その情報を町民にきちんと提供するというのが、町長がお決めになった計画です。総合計画等にも同じことだと思えますね。大分この辺について、町長、語気強く強調されておったかと思います。これについても、後でお伺いをしたいと思いますけれども。

それで、この御宿町の総合計画見て、じゃ近隣はどうなっているのかなと思って、参考までにちょっと見てみました。先ほど、この総合計画の目的について説明がありました。そのように、こちらに御宿町のほうは書かれております。ちなみにお隣の勝浦市ですね。ちょっと今日持ってまいりましたけれども、こちらのほうは、計画の位置づけにこのように書いてあるんですね。ちょっとほとんど同じなんです。つくりは当然なんですけれども、国からの指示で同じなんです。ただ、言葉のひとつひとつが微妙に違うんですね。どのように書いてあるか、ご紹介させていただきます。

計画の位置づけ。国においてはインフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識の下という一言が入っているんです。これ上

位計画ですから、多分このように書いてあると思うんですね。やはり、上位計画だから当然だということではなくて、それぞれの自治体がどういう思いを持ってこの計画をつくり、執行していくかと。この自治体の顔というんですか、私はこういう思いが込められていると思うんですね。

なおかつ、フォローアップのところなんですけど、ちょっと違うんですね。御宿町のフォローアップは、先ほどの50ページの第2節、町民ニーズの把握と町民への情報提供で、町民に正確な情報を伝え、町民ニーズに沿って実行していくと書いてあるんですね。

同様なところなんですけれども、これ89ページなんですね、勝浦市の。計画的かつ効率的な維持管理の推進の中にこのようにうたわれているんです。財政負担の軽減を図りながら、対象施設を長く大切に使用し続けるためにと書かれています。それから、業態、機能の柔軟な見直しの実施、ここはこのように書かれています。市民のスポーツ活動に対する意識の変化や本市の公共施設全般の再編の動向も踏まえ、対象施設の用途や機能を固定的に捉えるのではなく、絶えず柔軟な見直しを行うことによって利用者のニーズに見合った適切な公共サービスの提供に努めますとうたわれているんです。私、これ読んで受け止めが随分違うんですね。

私は、その自治体の意思がここにも現れていると思うんですよ。町長、長く大切というお言葉は町長はどのように受け止められますか。もう管理者ですよ。ご感想、もしあればお聞かせ願いたいと思います。長く大切ということですよ。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 長く大切というその言葉のとおりであると思いますよ。しかしながら、その状況状況、あるいは案件に応じてそれはしっかりと判断していかなくちゃいけないなと。例えば今回の小学校更新問題につきましては、いろんな検査をしてくれておりますから、やはりその状況に応じて対応していくということでございます。

○8番（石井芳清君） 長く大切という言葉そのままお認めになると。私は、日本人のお言葉と申しましょうか、非常に大切な概念じゃないかなというふうに思うんですね。という受け止めで、町長もよろしいということですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 長く大切ということは、確かにどういう意味なのかなというのは当然理解できますが、その物事によって果たして、例えば限界とか危険とかということになった場合は、ちょっと違う角度で確認が必要ではないかなと思います。

○8番（石井芳清君） 私は、長く大切ということなんですね。その後、ひとつひとつの、そ

の時々よっての判断というのは、今町長おっしゃったとおり、それはこちらにも書いてあります、当然。ただ、長く大切という言葉が御宿町としては入っていないんですね。やっぱり、そこは何度も言いますけれども、やっぱり自治体の一つの姿勢じゃないかというふうに思いまして、問いたださせていただきました。

次に、優先順位について……申し訳ございません。先ほど、責任の所在ということで、もう一つ大事な点を確認し忘れました。769万円ですよね、策定と改定の経費。町長、きちんとやっておらなかったということで、答弁いただいて、責任の所在は私にあると。これが実態ではないんですか、町長。これ全てもう過去で、決算も終わっているわけでありますから。

どうしてこういうことが起きたんでしょうか。前段者も同じような質問されていたと思えますけれども、どうしてこんなことが起きたんですか。町長は、もう執行権だと強調されました。一言一句、議会の一言一言も踏まえて行動されているということですよ。であるならば、こういうことは起きないじゃありませんか。町長、なぜこうしたことが起きたんですか。その辺についてはどのように思われますか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど、総務課長も答弁いたしましたとおり、推進会議という一つの規定というか記載がございますが、推進会議自体は行いませんでしたけれども、内容的にはいろいろな面で公共施設総合管理について協議をしてきたということで、しっかりと対応してきたと私は考えております。

○8番（石井芳清君） 次に、移ります。また、再度聞くかも分かりませんが。

それでは、この中に示された優先順位についてお答え願いたいと思います。建物等、施設等の優先順位について。

まず、それぞれの優先順位、そしてその総合的ですね、箱物とソフト、いわゆる施策ですか。優先順位について承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 優先順位でございますが、私のほうからは事務的な内容でのお答えになってしまいますが、公共施設につきましては、まず役場庁舎はじめ、教育文化施設、福祉施設などのほか、道路や橋梁といった公共インフラまで多岐にわたっております。

先日、議会のほうからもご指摘をいただきましたように、公共施設についてのしっかりと内部で意見を集約化を図って、優先度等について議論をし、その都度議会とも共有をしながら前に進めていってはどうかというご提言をいただいたところです。そうした意見も踏まえながら、

現在こうした施設に関わる個別施設計画について、現状の把握等、進捗状況の確認作業を行っており、確認結果を基に推進会議等において財政の平準化を踏まえながら、緊急度に応じ計画的に対応を図ってまいりたいと考えております。

また、ソフト面、いわゆる政策の優先性でございますが、こちらも産業振興や教育福祉、さらには移住・定住など、様々な地域課題がございます。行政施策におきましては、様々な分野の政策を並行して進めていく必要性があり、ハード施策、ソフト施策ともにバランスを取りながら財政の健全化を維持する中で、計画的かつ効果的に進めてまいる必要性があると考えております。

当然のことながら、総合計画等でお示しをしておりますように、重点施策というようなもの、また公共施設についてもその都度劣化の状況ですとか、そうしたものに対しての優先的に取り組むべきものというものがあるかと思いますが、ハード、ソフトどちらが優先というよりは、バランスを取りながらしっかりと進めていく必要性があるというふうに考えております。

以上になります。

○8番（石井芳清君） きちんとした試算、検討がなければ、バランスという言葉の前提条件が成り立たないんじゃないですか。町長、今年重点方針ありますよね、例えば。そういうところもどのように整合性を取るかと。それはこちらじゃないですよ。町執行部として、ということじゃないですか。

それで優先課題ですけれども、私はこの総合計画の一番冒頭に書かれていること。これは私も同意しますし、極めて重要だと思います。また、本議会もこの立場で様々な議員が質問に立ったというふうに私は理解をしております。

町づくりの背景ということで、4ページ、社会潮流、人口減少、超高齢社会の到来ということで、御宿町では子育て世代が安心して子育てできる町づくりと、まちの魅力をアップさせ、移住・定住したくなる町づくりと。子育てが最優先課題と、この大きな課題を切り開くためのという序論はそうなっていますよね。それでは、住民の声はどうかと。

もう一つありますね。これは、6ページ、自治体間競争の激化と。特に持続可能な町づくりに向けては、子育て世代の定住促進が重要であり、子育て環境や教育環境の充実を重点的に取り組む自治体も多くなっています。今日、子育てで御宿町はかなり県内で上位にあるようなお話もいただいております。

そして、資料編、これはこの総合計画のアンケートを取った中で、定住促進や子育て支援による人口減少の抑制策についてという中で、問18、問20と。ちなみに89ページの間20、これか

らの少子化に歯止めをかけるため、御宿町はどういった取組に力を入れるべきだと考えますかと。トップは52.8%です。保育料軽減や進学のための奨学金制度の充実などによる子育て教育における経済的な負担の軽減と。町の問題意識、それから保護者ですね。若い人たちの問題意識。町民の声もこの声じゃありませんか。この声にどう応えているか。

なおかつ、もう一つ、問19、88ページですけれども。これ、多い順に並んでいるわけじゃないんですけれども、一番多い67.5%ですか、定住・移住してもらうために御宿町を行えばよいと思う取組は何ですかという中で、3番、自然環境を保護し、里海や里山を大切にした豊かな自然の町、これが67.5%で多分トップだと思います。だから、こういう豊かな町を、その中で豊かな教育をするということがここに示されているんじゃないかと私は勝手に思います。大事じゃないですかね。

これ、町長がつくられた計画です。私、読ませていただきました、今。これが今の大きな課題、それから町民の要求、求めですよ。合致しているということだと思うんですけれども、そういうことでよろしいわけですね、町長。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、いろいろとご提言いただきましたけれども、私はそのとおりに町づくりを進めていきたいと思います。

○8番（石井芳清君） このとおりに町づくりを進めていくというお考えを示されましたので、次に移りたいと思います。

さて、2点目であります、子どもの権利条約と子育て環境についてお伺いをいたします。

子どもの権利条約とは、これは児童の権利に関する条約と日本国政府はうたってございますが、世界中の子どもたちが安全な環境で安心して、自分に自信を持って生活ができるために守られるべき権利について定めた世界の合意であり、日本を含む批准国の政府にその実施を求める法的拘束力のある国際法であると考えます。1989年11月20日に国連総会第44回会議において、全会一致で採択され、日本は1994年に批准されているとされております。

条約の4つの権利とは、差別されない権利、子どもの最善を第一に考える権利、生存し健全に成長していく権利、自分の意見を述べ重視される権利と言われております。そして、参考までに、本日、川崎市子どもの権利に関する条例及び各条文の解説をお配りをさせていただきます。ちょっと時間の関係で内容までは立ち入りませんが、この資料について町長はお読みになられましたでしょうか。もしお読みになられたとすれば、ぜひその感想をお聞かせ願えればと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 資料につきましては、全部じゃないんですが、主要な点、確認をさせていただきます。子どもを大切にすると、子どもの権利を大事にするということでございまして、初めに7項目挙がっておりましたけれども、ひとつひとつが大事なことであると思っております。

以上です。

○8番（石井芳清君） それは、こちらの川崎市の件に関する条例でよろしいわけですね。この、特に逐条解説、各条文の理解のためです。こちらは非常に丁寧に書かれております。川崎市は、日本が批准した後、自治体の中では一番最初にこの条例をつくり、約2年間ですか、市民と共に本当に様々な会議を行ってつくったというふうに言われております。また、これは権利委員会と申しますか、いわゆる第三者委員会がありまして、そこできちんと定期的に、いわゆるフォローアップをして、諮問、提案、提言も行っているというふうに伺っております。

それから、この子どもの権利、先ほど申し上げましたけれども、この子どもの権利そのものについても、これは日弁連のほうから、この子どもの権利については様々な意見、提言をされておりますけれども、まだまだ国民のものになっていないと、条約の求めるものに対してですね、というふうにも言われております。

今、御宿町が学校や子育てを含めて、これからどのような町づくりを進めていけばいいのかと。また、今日もこの計画についてのお話もさせていただいております。こうしたものをやはり私たち、これを読んで改めて今の子どもというのは、私たちが、少なくとも僕自身が考えているものと大分違ったというのは、私これ読んでの率直な感想なんですね。やっぱり、この国際的な基準に対して私たち、また御宿町が今後どう町政を運営していけばいいのか、子育ての方針をどう決めていけばいいのか、学校運営を決めていけばいいのかというのは、私、大変参考になるというふうに考えております。町長もそのような立場でよろしいということでしょうか。

分かりました。

今、うなずかれましたので、ぜひこうしたものもまた時間があればお読みいただきまして、日々の町政運営にぜひとも生かしていただきたいと思っておりますし、もし時間と力があるならば、本町も、御宿町もこの子どもの権利に関する条例、本当は町民全体でつくり上げていくということが理想だというふうに思いますが、まだひとつひとつの計画をつくって、実行の担保がされていないという状況では、非常にハードルが高過ぎるのかなというふうに思っておりますが、町長もこの内容についてはお認めになられたというふうに思っておりますので、こうしたも

の、私たちもそうなんですけれども、日々学びながら町づくりを前進させていく、子どもたちの権利をきちんと擁護しながら未来につなげていくということが、大変大事であるということをお述べさせていただきまして、次に移りたいと思います。

そうした前提の中で、それでは子育ての関係でありますけれども、新年度及び今後の御宿町の子育て支援策について、先ほども前段者でもありましたけれども、改めて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 新年度及び今後の御宿町の子育て支援策について、新年度予算で示された子育て支援策で充分なのか、今後の子育て支援策について何うとのご質問でございます。

それでは、この保健福祉課が所管します子育て、教育課もいろいろと所管していますけれども、新年度予算の内容に示されている、幾分か詳細にわたりますけれども、申し上げさせていただきます。

まずは流れといたしまして、子どもが生まれたときから、妊娠中の支援から始まりまして、出産、育児、子どもの健康、子育て支援という内容について申し上げさせていただきます。そして、予算措置について、少しその詳細にわたりますが、申し上げます。

初めに、母子健康手帳の交付から始まりまして、安心して出産、子育てができるよう、出産応援ギフトとして5万円を応援ギフトとして支給しております。予算措置額は115万円でございます。

そして、妊婦一般健康診査に166万5,000円、出産育児一時金といたしまして、これは国保の加入者の方でございますが、1児につき、1人の子どもですね、1児につき50万円を支給されまして、100万円の予算措置を行っております。また、出産育児祝金につきましては、1児につき、これは一般の皆様方、全員対象になっておりますが、1児につき10万円で100万円の予算措置を行っております。

子ども医療費の助成が助成といたしまして1,336万5,000円。児童手当として5,243万円でございます。また、産後ケア事業として319万5,000円。健康診査、各種の子育て相談事業などで113万6,000円措置をしております。児童インフルエンザ、風疹などの予防接種事業に505万2,000円を予算措置しております。

不妊治療費等助成事業に50万円。未熟児養育医療に14万7,000円。ひとり親家庭等医療費等助成事業に157万2,000円。高校生通学定期券購入補助交付事業として230万円。また、病児保育事業に53万6,000円。障害児福祉サービス事業に960万円。子育てのための施設等利用給付に

10万円などがございます。

また、施設の運営につきまして、認定こども園運営費でございますが、人件費を含めまして1億3,684万2,000円、そして児童館・児童福祉センター運営人件費を含めまして2,688万1,000円。放課後児童クラブ運営に人件費を含めまして1,684万2,000円となっております。

これらの子育て施策のあらましですが、概算として2億7,538万円でございます。

今後につきまして、これらの施策を基本に新たな施策については検討しつつ、子育て施策に力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 町長、前段者もそうですし、今の答弁も、たくさん何か項目としてはありましたけれども、聞いていて、ごめんなさい、よく分からないというのが実態です。

それで、それが先ほど言ったこの総合計画の89ページのアンケート、もう一度言いますけれども、もし町長が御宿町の子育て施策はもう十分にやっているというふうに考えているんだとすれば、先ほど言った経済的な負担の軽減、これ1位ですよ、問20、少子化の歯止めをかけると。それから、2番目は育児休業の取得や再就職、妊娠、出産して、安心して働き続ける職場環境、これも33.3%です。

1位が270件、2位が170件、3位が仕事と家庭の両立、ワーク・ライフ・バランス等による働き方の見直し、148で29件。こういうのは上がってこないんじゃないんですか、町長。

それで、町長先ほど言った子育て施策、教育もですよ、千葉県の中でも比較的高い部類だというそういうご説明いただきましたよね。それだったら、町長、学校給食を無償化にして、ナンバーワンを目指すべきじゃありませんか。一生懸命やられているかも分かりません。しかし、そういう町長の思いが届いていないというのが実態じゃありませんか。

これは、町長が在任中につくられた直近のアンケートですよ。子育て日本一の町づくり、ナンバーワンを目指す。そうすべきじゃありませんか。それが、この総合計画の第一の町の課題であり、町民の願いということじゃないんですか。どうですか、町長。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 総合計画には、いろいろ多くの非常に重要な大切な課題が多くございます。その中の一つに子育て当然でございます。先ほど田中議員さんのご質問にお答えさせていただきましたけれども、石井議員さんがおっしゃることも同じように、子育て大事だということでございますので、今後ともまたいろんなご指摘、ご提案というかそういうものを伺いながらしっかりと対応していきたいと思っております。

○8番（石井芳清君） それでは、そのしっかりした対応についての方針をお聞かせください。どのようにしっかり進めるんですか。私が、今提案をしたのは学校給食無償化ですよ。ナンバーワンを目指すべきじゃないかと。せつかく町長ここまで上がってきているわけですね、町長の努力によって。というのを町長がお話しされたから、私提案を差し上げているんです。具体的にどういうふうにしてそこを目指すんですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、即時的に何をするかというのは今できませんけれども、非常に子育ては重要であるということでございますので、これから財政事情を勘案しながら、対応していきたいと考えております。

○8番（石井芳清君） ちなみに先ほどの子ども権利条約でも、世界は子どもファーストですよ。世界レベルで子どもファーストの国づくり、町づくりが求められている。まさにこの総合計画もそういうふうになっているじゃないですか。自ら策定したもので、方針を出されて、それをあと具体化だけだと思うんですね。

ぜひ前向きに進めていただきたいというものでありますから、もう一度よろしいですか。前向きに進めていただけますか。検討という言葉じゃなくてですよ。様々があるというわけじゃないですけども、ファーストじゃありませんか。町長がお決めになった計画ですからね。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 同じような答弁になりますけれども、前向きに検討し進めていきたいと考えております。

○8番（石井芳清君） 分かりました。ご決意確認をいたしました。

次に、御宿小学校の更新計画について伺います。御宿小学校の補修方針と今後の進め方について伺います。

御宿小学校の補修に関する新年度予算についての内容と来年度に向け、来年度布施小学校の児童が登校するにあたり、今後の補修方針について伺います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿小学校更新計画についてというご質問でございます。

補修方針と今後の進め方について。御宿小学校の補修に関する新年度予算についての内容と来年度布施小学校の児童が登校するにあたり今後の補修方針を伺う、御宿小学校における更新は今後どのように進めていくのかということでございます。

これ、先ほど北村議員さんにもお答えいたしましたように、御宿小学校の更新については非

常に重要な議決を二度いただいておりますので、更新するという、令和8年度まで更新するという、いただいておりますので、それを前提にして現在の御宿小学校の補修について、例えば先般もお答えいたしましたけれども、現在の小学校につきましては、6年度においては体育館の雨水・排水管の取替え5本、38万5,000円。校舎の1階、2階のじゅうたんの張り替えで44.4平米で34万6,500円の予算措置をいたしております。

基本的に更新を前提としますので、3年ないし4年のことをございますので、こういった補修費を上げておりますが、これは必要に応じて、現場の先生方ともいろんなご意見いただきながら、子どもたちの学習環境に支障のないように、不自由なことを感じることをないように、しっかりと対応していきたいと思っております。

そういうことで、更新を前提としておりますので、多くのといたしますか大きな事業費を補修費に投入するという二重投資的な考えは持っておりません。しっかりと更新事業を見つめながら、現在の御宿小学校の補修をしていきたいと思っております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 最後、二重投資としての考えを持たないということですよ。と言いながら、今幾つか本年度補修事業について、修繕内容について報告いただきましたが、天井の剝離等も、天井の剝離ですね、これも進んでいるというような、そんなお話も伺っております。

そのほかも含めて3、4年、それで本当に安心・安全が担保できるんでしょうか。これ3、4年といってもまだ何も決まっていないですよ、町長。何も決まっていないですよ。何か決まっていますか。決まるというのは町の方針ですよ。当然、議会の承認も必要だと思います。何も決まっていないですよ、町長。

これ3、4年って最低じゃないですか、町長。3年も4年もその状況で学校、安心・安全が担保できるんですか。こういう机上というか部屋の中の会議ではいけないと思っておりますよ、町長。やはり現場に行って、きちんとこれでいいのかどうなのかということも議論をすべきじゃありませんか。本当に必要なものであれば、やはり予算措置をして、修繕なら修繕をするということが私は必要だと思うんですね。

町長は日々行かれているから認識されていると思っておりますけれども、でも議員の皆さんどうでしょうか。例えばですけれども、議員が全て決するわけじゃありませんけれども、やはり複数の目できちんと確認をして、それが先ほどの公共施設管理計画じゃありませんか。専門家の意見、それから日々の目視じゃありませんか。目視も町長だけでよろしいんですか。それはきちんといろんな声を、現場を見て、どうするかとみんなで考える。必要だと思うんですけれども、

いかがですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これまでのずっと説明の中で、御宿小学校については幾つかの検査をしまして築60年ということが、60年たつまでに改修という、改築という。それで議決をいただいた中に令和8年度となっているんです。令和8年度が、およその築60年なんです。それまでは、簡略して申し上げますと大丈夫だと。1年ずれるかも分かんないですけども、そのためには、しっかりその期間は、言わば今から数えて三、四年なんです。しっかりと行う。

それは議会の皆様方が8年度に更新しますと、9年3月までに更新しますという内容についてご承認いただいているんですよ。そういうことで、それに向かってお互いに協議を進めていこうじゃありませんか。私はそう思いますよ。

○8番（石井芳清君） 公共施設管理計画、これ自ら執行されていなかった方のご答弁では全く担保できません。全く担保できません。私は、更新というわけではないんですよ。この3年、4年、最低でも3年、4年の子どもたちの安全が担保できるかってことを聞いているわけです。町長自らが全ての情報を独占されていて、それを私たちに理解しなさい。じゃなぜこれやってこなかったんですか、700万円ですよ。というのが実態じゃありませんか。

それなりに自信があるんだったら、みんなで行ってみればいいじゃないですか。ああ、町長のおっしゃるとおりだねと我々が納得すれば、町民の皆さんが納得すればいい、保護者皆さんが納得すればいい。そういうことじゃないんですか。

次に、更新は今後どのように進めていくかについて伺いたいと思いますが、大体前段者もやりましたし、これは少し時間があればまたここに戻ります。次に移ります。

御宿駅エレベーター設置計画について。現在の実施予定計画と公約との整合性について伺います。端的にお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿駅エレベーター設置整備事業等について。現在の実施予定計画と公約との整合性について。

町長の公約はエレベーターの設置だったが、現在進めている計画との整合性を伺いますというご質問でございますが、結論から申し上げますと、公約との整合性については手段、手法は異なりますが、バリアフリー化をいかに実現するかということの本論、本質である。そのことが本論であり、本質であると考えますので、町民の皆様のご理解はいただけると思っております。

初め、ずっとエレベーターを目標に來ましたけれども、これが改札口を入りまして、線路を平面横断してスロープでホームに上がるということの内容で現在協議を進めておりますが、これまでの経過については、先般の議員協議会で詳しく説明させていただきました。そういうことでございます。

以上です。

○8番（石井芳清君） それでは、ちょっと幾つか先般頂いた資料の中で伺いますが、町長は当初エレベーター設置を公約とされておりましたね、エレベーター設置。その中で平成28年、これは地方創生加速化交付金を活用し、御宿駅バリアフリー基本調査を実施したということで先般説明を受けました。金額にして650万円だそうです。

このときの資料の中に、最終のページに、これですね、カラーページの前ですね、先般頂いた。1年目、2年目、3年目ということで、3年目には事業開始、完成ということでフローが載っております。実施しなかった経緯も幾つか書かれておるわけでありまして。また、今般スロープということで説明を受けておりますが、そうしたものもこの中について既に検討がなされております。

スロープについてもこのように書かれております、当時ですね。ホーム先端部において、1,900ミリプラスアルファを確保できないため、配線変更やホームなどの改築も想定されると、危険性とともな。ということでこの案が断念といいましょうか、なったということですね、これは当時。

それがなぜ今般再びなったのかと。それから、そのときの費用650万円、これ設計図だったと思うんですね、私も当時議会にいたと思いますけれども。これはどうされたんですか。この説明では、あと3年後にはこの計画、お金の捻出は別にしても実行できるということで、これは町長が検討委員会にお示しになった資料ですよ。改めて先般議会の全員協議会ですか、その席でお示しになった資料だというふうに思いますけれども。

それと、ちょっと時間がないので、実は町長、このときもカラーの国交省のバリアフリー化の推進のパンフレット、私がつけていただきました。鉄道駅のバリアフリー化事例集というのが国交省のページに載ってございました。令和5年11月です。それで、もうこのスキームですね、一番新しい事業スキームですね、これいつ策定されたのか分かりませんが。

この事業でこの中にエレベーターを設置したところが幾つかございます。その中に例えばJR北海道室蘭線、ここは利用者数が令和4年度で560人だそうです。三陸鉄道593人、それから北九州鹿児島本線の木葉駅、ここは令和4年、333人1日の利用客数です。こちらは、もうこ

の形で設置が完了されているということですかね。事例集ですからね、これ、事例集ですから。バリアフリー基本計画も策定済みとなっている、当然ですね、なっているわけでございます。

この間説明を受けましても、そのバリアフリー化基本計画についてはこれからというご説明ですよね。ほかは多分同じだと思うんですよ。この新しい方針が、これがいつか、ちょっと私分からないんですけども、町長のこの資料によると相当早くに一定の方針が示されて、その後具体化されたというふうに伺っております。伺っていますというか書かれていますよね、これはね。実施されています。

どうしてこんな差が出るんですか。10年以上、町長この問題頑張られていますよね。どうしてこんなに差が出るのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 平成28年に基本調査を行いまして、やりました。そういう中で、エレベーター設置に向けて事業を進めてきたんですが、事業が進捗しなかった一つの大きな理由は、やはり駅の利用人口の当時5,000人から、1日利用人口が5,000人から3,000人になって、だんだんと下りてきましたけれども、なかなかそのハードルが越えることができなかったというのは一つの大きな原因であります。

そういうことで、最近、令和4年からの話ですけども、JR東日本支社と協議をいたしまして、また国土交通省のご指導をいただきまして、この線路の平面横断、スロープという内容によって協議を進めているところでございます。

そして、今のご指摘といいますか、事例を挙げていただきましたけれども、JRは東日本支社、九州支社、北海道、みんな幾つかありますけれども、方針が違います、会社ごとに。ただ、それを全部統括するのは国土交通省ですから、国土交通省がある意味ではご指導いただいて、今の協議になっていることを申し上げておきます。

以上です。

○8番（石井芳清君） すみません。平成28年ですか、国のお金を使ってつくった計画、設計図面というのはどうなっているんですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） その当時の平成28年のおよその内容は、大体エレベーター設置に関して3億円前後の費用がかかるということでございましたけれども、そういうことで進めてきたわけですが、最近になりましてやはり5年、10年たつと非常に社会環境が変化しますから、ご案内のように鉄道経営の困難性が出てきておりまして、先般もご説明をさせていただ

きましたけれども、なかなかエレベーター設置については、跨線橋がかなり老朽化しております、跨線橋の耐震補強とか建て替えをしなくちゃいけない。この関係は鉄道会社がほぼ負担するようなこれまでの経緯になっておりますので、鉄道施設のスリム化を目標とする一つの方針とするJR東日本支社としてはなかなか困難であると。建て替えが困難であるということの中で、国土交通省を交えた中で今回の協議に入っているところでございます。

以上です。

○8番（石井芳清君） 町長から頂いた資料の中においても、スロープではなくてエレベーター等なんですね、国の考え方。それから、時間も、幾つか確認をさせていただきたいんですけども、町長の今回のスロープの中で、具体的に私も町民から受けたのは、改札から出て真っすぐ電車に乗れるんですかということなんですけれども、具体的に町長の想定はどこなんですか。そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご承知のように、ご案内のように、例えば駅舎の改札口出てすぐということになりますと、そこに電車が止まるわけですよ、停車するわけですよ。なかなかそれは困難で、今決定ではないんですけども、およそ改札口を出て右に約30メートルぐらいから40メートルあります。そして、横断してスロープに上がる。そういう現段階で、決定じゃないんですよ、これからの詳細な協議はそういうことになります。

以上です。

○8番（石井芳清君） その場合ですね、その場合、今の跨線橋はどうなるのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） エレベーター設置のために建て替えは無理だと、困難であるということでございますけれども、日常において、今後、年限は決まっておられませんけれども、JRとしては利用する方々が不自由のないように、また事故など起こらないように、ところどころの補修といいますか、時々補修は、跨線橋を利用する方々についてのそういった配慮は、工事補修等は時々行っていくとそのように伺っています。

○8番（石井芳清君） 実は町長が示された九州のスロープの駅ですね。あそこの駅の利用者の声が、先般ユーチューブに載っておったんですけども、電車が入ると、町長おっしゃられるとおり踏切が閉まってしまう。ですから、もう電車が来ちゃうと、要するに横断できないんだと思うんですね。ですから、その方は跨線橋というのはやっぱり必要ですねという、その現場を見ておっしゃられていました。私もそのように思います。

御宿中学校の踏切もありますけれども、あれはもう通り過ぎるまでずっとあそこ、踏切下りっ放しですね、上りの電車の場合。多分同じだと思うんですね。ですから、もし仮にぎりぎりに来られた場合、でも電車が入っている場合は、多分横断では私は踏切はもう閉まっているんじゃないかと思うんですね。多分そう想定されます。

もう一つは、跨線橋は引き続き維持管理される一方で、当然ながら。ということでありまして、耐震もないということでありまして、そうした情報を参酌するならば、もし仮にバリアフリーを進めるのならば、やはり当初の町長の公約どおりというのが一番ベストではないかと。仮に実行する場合ですよ。それか、そういうこともきちんと議論をするということが私は必要じゃないかというふうに思うんですね。そうしないと、あと踏切の改廃の問題もありますけれども、それは今日は取り上げませんけれども、またお金を使って、途中でそれを執行しないで終わってしまうと。もう過去ありましたからね。お金の算段だけつけば、実行できる状況だったわけですね、あれ、逆に言えば。

ですから、学校のこともそうです。この駅のバリアフリーのこともそうです。大変大事なことです。しかし、町長ご自身、やっぱり庁内課長会議もあります。議会もあります。住民もあります。もっともっと真摯な立場で議論をして、自分の方針、町づくりの方針決められたらいかがでしょうか。そうしないと、全てが私は無駄になってくる。何の成果も上げないで、年月だけが過ぎていく。町民と議会、町民と町長、議会、そのしこりだけが残っていくということになりかねないということを指摘させていただきまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、8番、石井芳清君の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

明日13日は、午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでございました。

(午後 4時21分)